

はじめに



現代社会は、少子高齢化やグローバル化の進展に伴い、日々変化し続けています。こうした変動の中で、私たちが目指すべき社会は、性別にかかわらず、誰もが個性や能力を發揮でき、互いに支え合うことのできる社会です。本市では、「だれもが幸せなまち 草加」を実現するため、男女共同参画社会の構築に向けた取組を着実に進めています。

本市では、平成16年（2004年）に「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」を施行し、これに基づいた「草加市男女共同参画プラン」を策定し、総合的に施策を推進してまいりました。また、令和3年（2021年）には「草加市男女共同参画プラン2021」を策定し、女性の活躍推進やDV被害者への支援を充実させ、社会の変化に対応してまいりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や持続可能な社会の実現に向けSDGsの視点を取り入れるなど、時代に即した対応を進めてきました。こうした取組を踏まえ、「草加市男女共同参画プラン2026」を策定いたしました。

草加市男女共同参画プラン2026では、社会の変化と市民のニーズに応じた3つの基本目標として、「男女共同参画意識の浸透・定着」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「安心・安全なくらしの実現」を掲げ、これに基づき8つの施策の柱を設定し、15の施策と5つの重点事項を位置付けました。

今後も、すべての人が互いの人権を尊重し、ともに輝き、安心してくらす社会を実現するため、「だれもが幸せなまち 草加」を目指して、安心して暮らせる環境の整備を進めてまいります。市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を一層推進してまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました草加市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様、関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年（2026年）3月

草加市長 **山川百合子**

目 次

第1章 計画の策定に当たって

- 1 男女共同参画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 2 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 3 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 草加市男女共同参画プラン 2021 の取組状況及び現状と課題・・・・・・ 5
- 5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第3章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

- 施策の柱1 男女共同参画の理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

- 施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発・・・・・・・・・・ 26

- 施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発・・・・・・・・・・ 27

- 施策の柱2 教育・学習機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

- 施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実・・・・ 28

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調査）の推進

- 施策の柱1 働く場での男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

- 施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ・・・・・・・・・・ 31

- 施策の柱2 家庭生活の場での男女共同参画の推進・・・・・・・・・・ 33

- 施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援・・・・・・・・・・ 33

| | | |
|--------|--------------------------|-----|
| 施策 6 | 子育てと介護への支援 | 33 |
| 施策の柱 3 | 政策・方針決定過程への女性参画拡大 | 35 |
| 施策 7 | 市及び企業等における女性登用の促進 | 35 |
| 基本目標 3 | 安心・安全なくらしの実現 | |
| 施策の柱 1 | 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援 | 35 |
| 施策 8 | 暴力根絶のための予防啓発 | 36 |
| 施策 9 | 相談体制の充実と被害者の安全確保 | 36 |
| 施策 10 | 関係機関と連携した被害者の自立支援 | 37 |
| 施策 11 | 虐待の早期発見と支援 | 38 |
| 施策の柱 2 | 困難な問題を抱える女性への支援 | 38 |
| 施策 12 | 困難な問題を抱える女性への相談体制の充実 | 38 |
| 施策 13 | 困難な問題を抱える女性への自立支援の推進 | 39 |
| 施策の柱 3 | いつでも誰もが安心してくらせるまちづくり | 39 |
| 施策 14 | 生涯を通じた健康づくりの支援 | 40 |
| 施策 15 | 非常時に備えた男女共同参画の推進 | 42 |
| 第 4 章 | 計画の推進 | |
| 1 | 推進体制 | 44 |
| 2 | 計画の点検・評価 | 46 |
| 3 | 数値目標 | 47 |
| 参考資料 | | |
| 1 | 草加市男女共同参画アンケート調査結果 | 52 |
| 2 | 「草加市男女共同参画プラン 2026」策定の経緯 | 66 |
| 3 | 草加市男女共同参画審議会委員名簿 | 67 |
| 4 | 関連法・条令等 | 69 |
| 5 | 用語解説 | 105 |

※本プラン中、用語解説のある語句の初出箇所に*を付しています。

第1章

計画の策定に当たって

1 男女共同参画とは

男女共同参画とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

これまでの暮らしの中にある男女の差別や格差を解消し、すべての人が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を市民、事業者、市民団体、市が協力して形成することが重要だという認識の下、施策を推進していきます。

2 計画策定の趣旨

本市では、平成16年(2004年)9月に制定した「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、令和3年(2021年)3月に「草加市男女共同参画プラン2021」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、各施策を推進してきました。

令和2年(2020年)から感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、令和5年(2023年)5月に感染症法上の位置付けが5類感染症へと移行しましたが、その後も人々の生活や働き方に大きな影響を与え、家庭における女性の家事労働の負担、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待の増加等、これまで表面化しなかった問題が顕在化し、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

また、条例の理念である「男女平等」を取り巻く環境も変化しており、性に関わる人権については、以前から取り組んできた女性の人権尊重に加え、性的マイノリティの人々の人権尊重も重要な政策課題となっています。

国では、令和4年(2022年)に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、令和5年(2023年)には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が新たに成立しています。

このような現状の中、「草加市男女共同参画プラン2021」の計画期間が令和7年度末で終了となることから、これまでの成果と社会情勢の変化等に対応した新たな基本計画「草加市男女共同参画プラン2026」を策定し、引き続き「すべての人が互いの人権を尊重し、ともに輝き、安心してくらするまち」を実現するため、本市の男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進していきます。

3 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際社会においては、男女共同参画に関する取組がこれまで継続的に推進されてきました。平成7年(1995年)に開催された第4回世界女性会議において採択された「北京宣言及び行動綱領」が男女共同参画の国際的な基準となっており、以降、5年ごとに世界全体で進捗状況と課題のふり返りが行われてきました。

平成27年(2015年)には、「国連持続可能な開発サミット」において、持続可能な開発目標SDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは令和12年(2030年)を達成期限として17の目標と169のターゲットが設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会が一致して幅広い課題に取り組むための国際目標です。この中で、「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」は目標5に掲げられるとともに、すべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものとされております。この考えを踏まえ、あらゆる取組においてジェンダー平等とジェンダーの視点を確保し施策に反映していくジェンダー主流化が進んでいます。

ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関して、その後も主要国首脳会議(G7)やアジア太平洋経済協力会議(APEC)等の国際会議においても継続的に取り上げられています。令和元年(2019年)に開催されたG7男女共同参画大臣会合では、「男女平等に関するパリ宣言」が取りまとめられました。

令和2年(2020年)には、新型コロナウイルス感染症が世界規模で広がりました。新型コロナウイルスが及ぼす悪影響は、健康から経済・安全・社会保障に至るまでのあらゆる領域において、単に性別だけを理由として、女性及び女児にとって大きくなっていることを指摘し、女性への影響を踏まえた政策対応の重要事項を示すこととなりました。

令和7年(2025年)は「北京宣言及び行動綱領」の採択から30周年であり、また、国連によって国際女性デーが制定されてから50周年の節目の年にあたります。これまでの歩みを振り返り、ジェンダーの視点に立った政策立案と具体的な取組に向けた国際的な協調が重要となっています。

(2) 国の動き

国においては、平成11年(1999年)6月に「男女共同参画基本法(平成11年法律第78号)」を制定し、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、男女共同参画社会の形成の促進や女性活躍推進に資する施策を推進するため、男女共同参画基本計画を策定しています。

平成22年(2010年)12月に策定された「第3次男女共同参画基本計画」では、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を始めとする様々な取組が進められました。

平成27年(2015年)8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」(平成27年法律第64号)が制定され、国・地方公共団体、従業員301人以上の企業の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました。

その後、平成27年(2015年)12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの視点が強調され、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

令和2年(2020年)には「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、施策の総合的・計画的な推進が図られています。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

近年では、「男女雇用機会均等法」の改正により、平成29年(2017年)1月には妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が位置付けられたほか、令和2年(2020年)6月にはセクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。また、「労働施策総合推進法」の改正により、令和2年(2020年)6月には職場におけるパワー・ハラスメントの防止措置が大企業に義務化され、令和4年4月からは中小企業にも義務化されました。

令和3年(2021年)6月には「育児・介護休業法」が改正され、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、男性の柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。

令和6年(2024年)5月には、「育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法」が改正され、育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女が共に希望に応じてキャリア形成との両立ができるよう、また、仕事と介護の両立支援制度を活用できないまま離職に至ることを防止できるよう、制度が拡充されました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により、令和元年(2019年)6月にはDV被害者の保護が適切に行われるよう、連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、令和5年(2023年)5月には、保護命令の対象に従来の身体的暴力に加え精神的暴力も対象となることや、電話等を禁止する等の保護命令制度が拡充されました。

令和4年(2022年)5月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布され、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させたものとなっています。女性の意思が尊重されながら本人の「自己決定」及び「自己選択」ができるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との協働」といった視点を取り入れること等が明記されています。

令和6年(2024年)6月には、政府一丸となって子ども・若者の性被害防止対策を進めるため、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)」が公布され、加害を防止する取組、相談・被害申告をしやすくする取組、被害者支援の取組、治療・更生に関する取組といった、関係府省庁で連携して取り組むべき総合的な対策について明記されています。

(3) 埼玉県の動き

埼玉県においては、全国に先駆けて平成12年(2000年)に埼玉県男女共同参画推進条例を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成14年(2002年)に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。

令和4年(2022年)3月には、「第5次埼玉県男女共同参画基本計画」(計画期間：令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度))が策定され、社会情勢の変化に対応するため、今後の目指す姿と取り組むべき施策を明らかにしています。

また、令和4年(2022年)3月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVに関する総合的な計画として、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」が策定されました。

令和4年(2022年)7月には、性的指向及び性自認の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とした「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が制定され、さらに性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」が策定されました。

令和6年(2024年)3月には、国の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指し、「埼玉県男女共同参画基本計画」の下位計画として、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」(計画期間：令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))が策定されました。

(4) 草加市の状況

本市では、平成13年(2001年)に「草加市男女共同参画プラン2001ー暮らしを支えあう男女共同参画社会の実現をめざして」を草加市の男女共同参画社会の実現に向けた取組の指針として策定しました。

さらに、平成16年(2004年)10月1日には「草加市暮らしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」を施行しました。この条例は、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会づくりを、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていくことを目指しています。

平成18年(2006年)11月には、同条例に基づき5年間を計画期間とする「草加市男女共同参画プラン2006」を策定し、以降、5年毎に新たなプランを策定し、計画的に男女共同参画社会づくりに向けた施策の総合的な取組を進めてきました。また、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に定める市町村計画」を男女共同参画プランの中に位置付け、一体的に推進しています。

令和2年(2020年)6月には「草加市人権尊重都市宣言」を制定し、「差別や偏見等による人権侵害のない社会の実現」や「多様性を認め合い、一人ひとりの個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現」を謳い、男女共同参画社会づくりのより一層の推進を図ってきました。

令和3年(2021年)12月には、パートナーシップ関係にある性的少数者(LGBTQ+)の方の宣誓を市が尊重し、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を行う「草加市パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。また、令和5年(2023年)4月から、ファミリーシップ制度を導入しました。

令和7(2025年)4月には、直接的な被害に加え、周囲からの心無い言動による二次被害からの早期回復・軽減ができるよう、「草加市犯罪被害者等支援条例」が制定されました。

本市では、こうした現状を踏まえ、「草加市男女共同参画プラン2021」の計画期間満了に当たりこれまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化などに対応する「草加市男女共同参画プラン2026」を策定し、更に同計画内に「困難女性支援基本計画」を包含することにより新たな課題にも取り組みながら、今後も引き続き、草加市の男女共同参画社会づくりを推進していきます。

4 草加市男女共同参画プラン2021の取組状況及び現状と課題

(1) 草加市男女共同参加プラン2021の取組状況

草加市男女共同参画プラン2021では、「男女共同参画意識の浸透・定着」「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」「安心・安全なくらしの実現」「計画の推進」の4つの基本目標を掲げ、その下に11の基本方針、14の施策を位置付けて取組を進めてきました。また、計画を着実に推進していくため、11の成果指標を設定して進行管理を行ってきました。主な取組状況と成果指標の達成状況は次のとおりです。

基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

- ・固定的な性別役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが、男女共同参画の重要性や意識を理解できるよう、男女共同参画フォーラムや男女共同参画セミナー等の講演会を開催しました。
- ・本市における男女共同参画社会づくりの活動拠点として、男女共同参画さわやかサロンを設置し、男女共同参画関連情報の発信や各種講座等を開催しました。
- ・性的少数者(LGBTQ+)の方の困難や生きづらさを軽減し、自分らしく輝いて暮らせる一助となるよう、令和3年(2021年)12月から「草加市パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。令和7年(2025年)3月までに16組の宣誓がありました。令和5年(2023年)4月からは、パートナーの子も含めた関係性を認めるファミリーシップの導入及び転出入の際に簡易な手続で同制度を継続できる自治体間連携を開始しており、自治体間連携については令和7年(2025年)4月1日現在、埼玉県内63市町村、全国では242自治体に拡大されています。

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

- ・働くことを希望するすべての人がいきいきと活躍できるよう、国・県等が発行する就労に関する各種情報・啓発冊子・ちらし等を勤労福祉会館の情報コーナーに配置し、啓発に努めました。また、就職支援セミナー、労働セミナー等を実施しました。
- ・時間的・物理的制約から一般的なモデルでの創業(ビジネス)が困難なケースに対して、フルタイム労働を前提としない、子育て等と並行可能な創業を支援するため、草加市女性創業スタートアップ事業「わたしたちの月3万円ビジネス in 草加」(通称「3(さん)ビズ」)を開催し、女性の社会進出を支援しました。
- ・市民の子育て支援を推進するため、「草加市こどもプラン」との連携を図りながら、保育園・幼稚園の充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子育て相談体制の充実等に努めました。
- ・男女がともに介護を担い、介護者のワーク・ライフ・バランスを支援するため、介護保険事業の円滑な利用、在宅生活支援事業サービスの提供等を行いました。
- ・令和5年度(2023年度)には、在宅福祉センターさくらの里に認知症総合支援センターを設置して、認知症に関する支援体制の強化を図っています。
- ・市の審議会等への女性の参画を促進するため、毎年度、庁内掲示板で各審議会委員に占める女性の割合を公表し、男女比が可能な限り適正になるよう呼びかけを行いました。令和6年(2024年)4月1日現在、本市の審議会に占める女性委員の割合は、33.3%となっています。引き続き「審議会等の委員の委嘱等に関する基準」で定める、「審議会等の女性委員の構成割合は、40%以上となるよう努めるものとする。」が達成できるよう働きかけを行います。

基本目標3 安心・安全なくらしの実現

- ・配偶者等からの暴力(DV)を許さない社会づくりを推進することは、男女共同参画社会を形成していく上での重要な課題であることから、毎年11月の女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて市民への

啓発活動を行いました。令和5年度(2023年度)からは、市内4駅に同運動のポスターを掲示したほか、草加駅前において、DV防止及び児童虐待防止を呼び掛ける街頭キャンペーンを行っています。

- ・配偶者暴力相談支援センターに女性相談支援員を配置し、DV被害者の支援を行っています。DV被害者の状況に応じて、庁内関係課のみならず関係機関、近隣自治体とも連携を図り、安全を図りながら、適切な避難や自立支援に努めました。

- ・令和4年度(2024年度)より、重層的支援体制整備事業を開始し、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び多機関協働地域における包括的な支援体制を強化しました。また、性別にかかわらず誰もが健やかで心豊かに生活できるよう、介護予防、乳幼児・妊産婦への支援、各種健康診査・健診、スポーツ・レクリエーション事業等を行い、市民の健康づくりを支援しました。

- ・草加市地域防災計画に避難所における女性への配慮や組織への女性の参画などを位置付け、女性の防災力強化の取組を促進しました。また、性差に配慮した避難所運営の取組や備蓄品の購入を実施しました。

基本目標4 計画の推進

- ・毎年度、草加市男女共同参画プラン2021における1年間の取組をまとめた年次報告書を市が作成し、同報告書に基づき、草加市男女共同参画審議会が進捗状況を評価しました。草加市男女共同参画審議会の評価結果は、達成状況の評価として冊子に掲載し、毎年度、市長報告がなされています。

- ・「草加市男女共同参画プラン2021」の成果を確認し、次期プランとなる「草加市男女共同参画プラン2026」の策定の基礎資料として活用することを目的として、令和6年(2024年)9月、市民、企業・事業所、市民団体、小・中学生を対象とした草加市男女共同参画アンケート調査(資料編に掲載)を実施しました。

<成果指標の達成状況>

草加市男女共同参画プラン2021では、次のとおり11の成果指標を設定して取組を進めてきました。計画策定時の数値と現状値(令和6年度)を比較すると、5つは数値が改善し、そのうち2つは目標値を達成しました。しかしながら、現時点(令和6年度)で目標値を達成できなかったものが5つあります。特に、市職員の女性管理職割合については、低い状況となっており、今後も引き続き、力を入れて取り組んでいく必要があります。

| | 成果指標 | 計画策定時 (実績値) | 令和3年度 (実績値) | 令和4年度 (実績値) | 令和5年度 (実績値) | 令和6年度 (実績値) | 令和7年度 (目標値) | |
|---------------|------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------|
| 基本 目標 1 | 男女の地位に関する平等感の割合 | 15.5% | — | 10.8% | — | — | 20.0% | |
| | 小中学生の人の 気持ちへの理解度 | 小 | 97.3% | 94.9% | 94.9% | 94.1% | 96.9% | 97.0% |
| | | 中 | 94.9% | 95.6% | 95.5% | 96.5% | 96.4% | 97.0% |
| 基本 目標 2 | 仕事と生活のバランス (理想と現実の一致割合) | 39.2% | — | — | — | 39.4% | 43.0% | |
| | 男女共同参画の取組実践割合 | 48.9% | — | 45.2% | — | — | 45.0% | |
| | 女性管理職割合 | 市職員 | 15.9% | 18.3% | 17.0% | 17.0% | 15.9% | 20.0% |
| 民間企業 | | 13.0% | — | — | — | 22.9% | 15.0% | |
| 基本 目標 3 | DV被害者の相談割合 (どこにも相談していない人) | 69.0% | — | — | — | 63.8% | 65.0% | |
| | 自立して健康に 生活できる期間 | 男 | 17.36年 | 17.66年 | 17.82年 | 17.83年 | 17.84 | 17.79年 |
| | | 女 | 20.37年 | 20.54年 | 20.73年 | 20.77年 | 20.79 | 20.40年 |
| 基本 目標 4 | 草加市男女共同参画プランの 認知度 | 14.6% | — | — | — | 17.0% | 20.0% | |

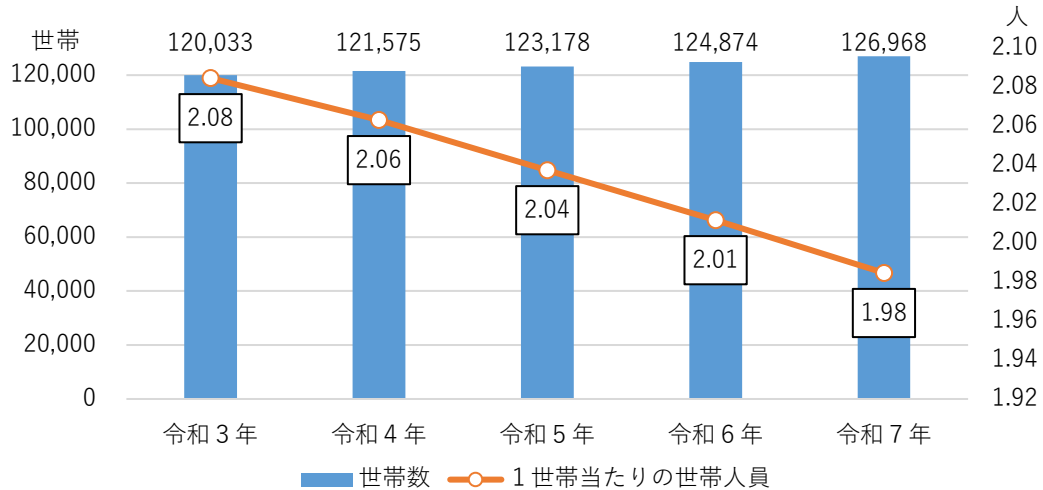
* — はアンケート調査未実施

(2) 草加市の現状

① 世帯構成に関する統計データ

世帯の推移

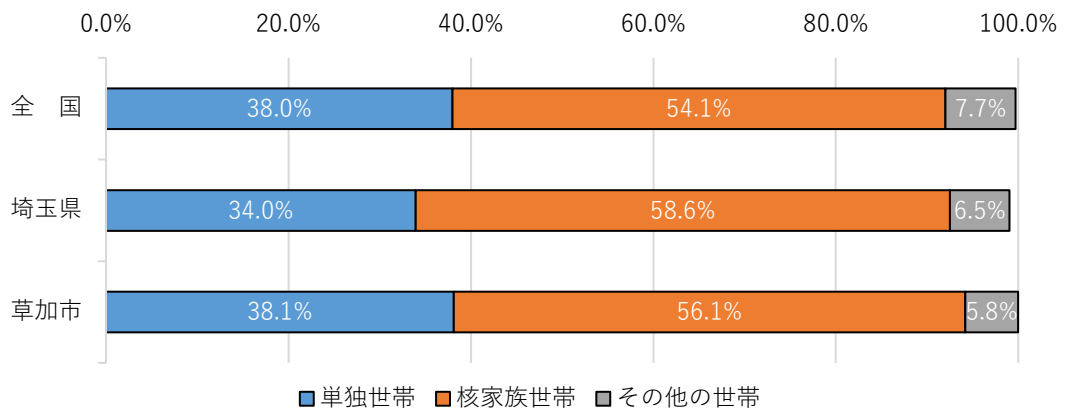
本市の世帯数は増加傾向にあり、令和7年(2025年)1月1日現在では126,968世帯となっています。一方、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、令和7年(2025年)1月1日現在では1.98人となっています。



(資料) 住民基本台帳(各年1月1日現在)

一般世帯の構成比(国・県との比較)

国・県・本市ともに核家族世帯が最も多く、全体の半数を超えています。本市は国・県とほぼ同等の構成となっています。

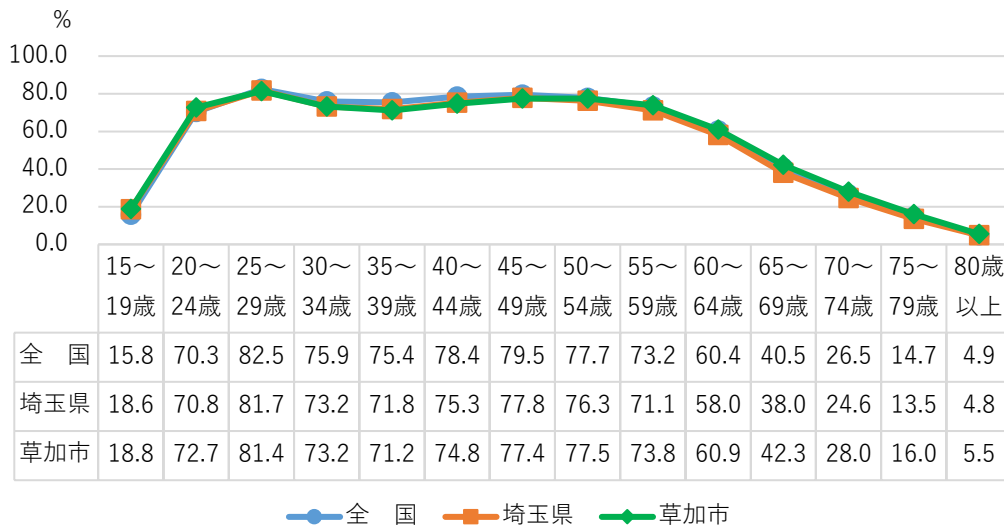


(資料) 令和2年国勢調査

② 就業状況に関する統計データ

女性の年齢別就業率の推移（国・県との比較）

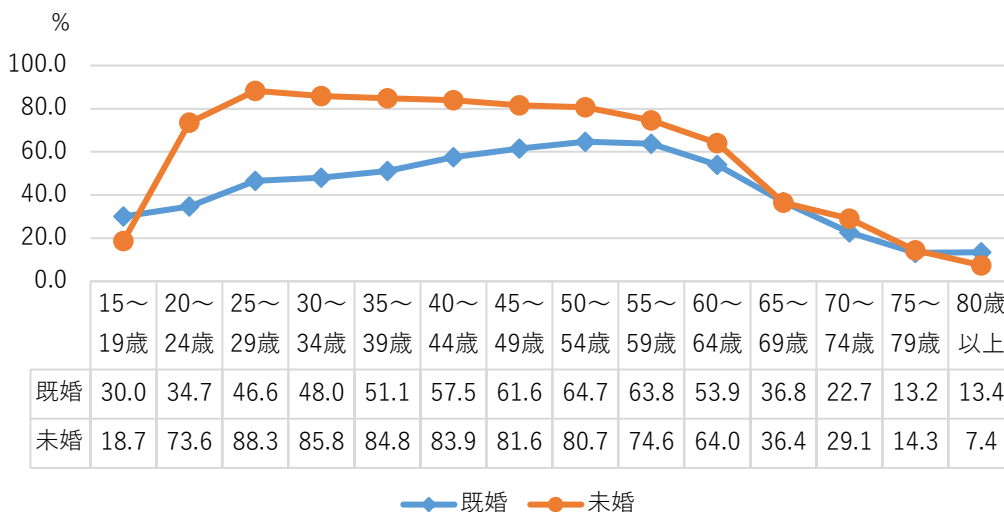
本市の女性の年齢別就業率は、全国や埼玉県と同様に20歳代後半が高く、30歳代後半から下がり、そこから再び上がるM字カーブを描いています。しかし、20歳代後半から40歳代後半までの就業率は、全国及び埼玉県と比較して特に低い傾向があり、妊娠や出産を機にキャリアを一時中断する女性が多いことがうかがえます。



(資料) 令和2年国勢調査

女性の年齢別就業率の推移（既婚・未婚による比較）

本市の女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)において、既婚の方は20歳代前半から40歳代前半では未婚の方を大きく下回っており、50歳から54歳までをピークとして段々と低くなっています。

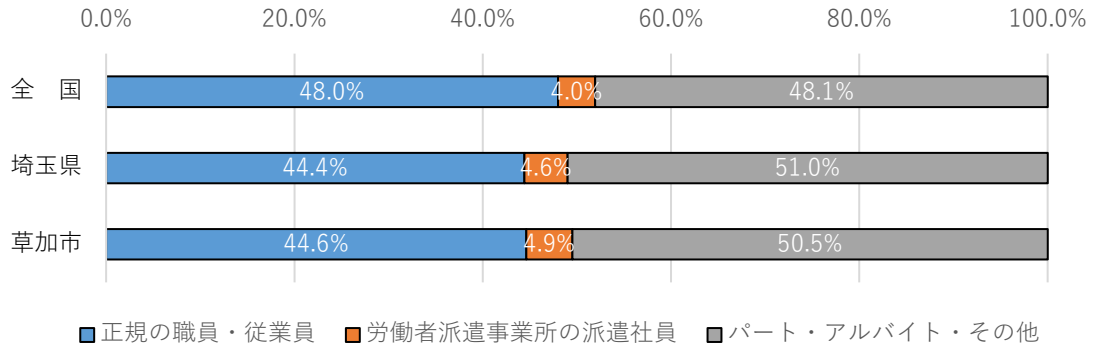


(資料) 令和2年国勢調査

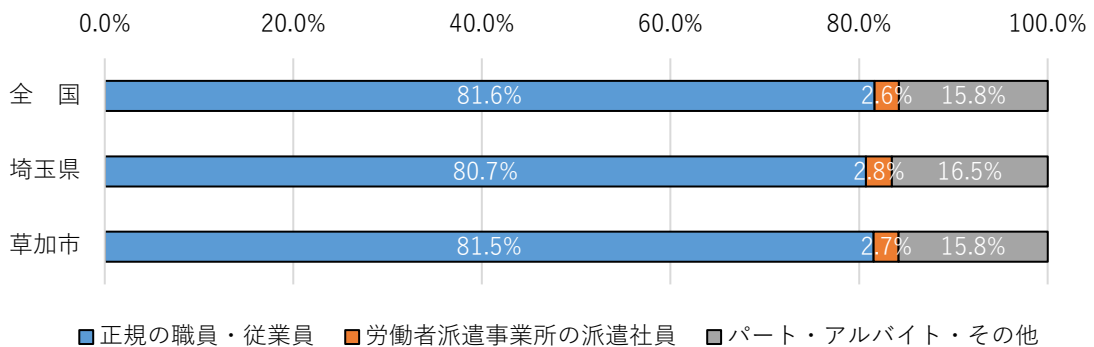
男女別雇用形態の状況（国・県との比較）

男女別雇用形態は、市内で働く正規の職員・従業員の割合では、女性は全国よりも低く、埼玉県とほぼ同じ割合となっており、男性は全国や埼玉県とほぼ同じ割合となっています。

男女別雇用形態の状況（女性）



男女別雇用形態の状況（男性）

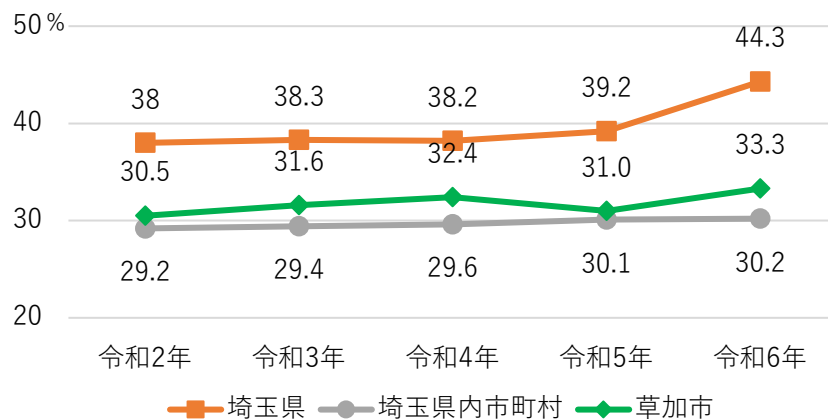


（資料）令和2年国勢調査

③審議会等に関する統計データ

審議会等委員における女性比率の推移

審議会等における女性比率の推移をみると、本市は埼玉県より低い状況ではあるものの、埼玉県内市町村より高い割合で推移しています。



（資料）地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

行政委員会における女性比率

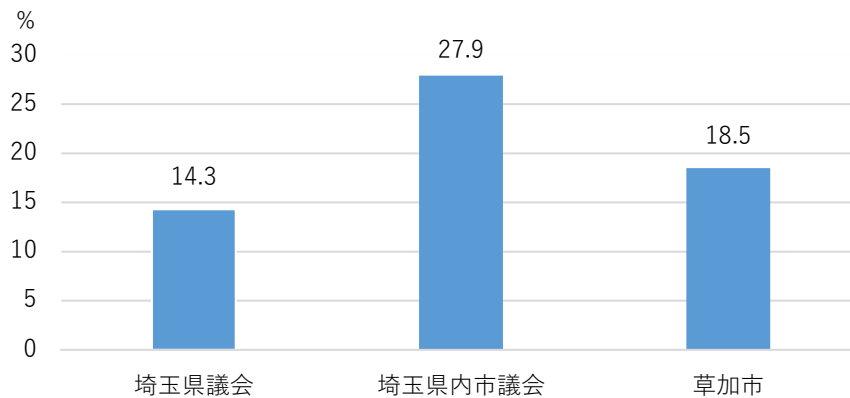
行政委員会における女性比率は、教育委員会、選挙管理委員会では50%以上となっていますが、全体的に低い状況となっています。

| | 委員総数 | うち女性委員数 | 女性比率 |
|-------------|------|---------|-------|
| 教育委員会 | 5人 | 3人 | 60.0% |
| 選挙管理委員会 | 4人 | 2人 | 50.0% |
| 公平委員会 | 3人 | 0人 | 0.0% |
| 監査委員 | 2人 | 0人 | 0.0% |
| 農業委員会 | 14人 | 2人 | 14.3% |
| 固定資産評価審査委員会 | 3人 | 0人 | 0.0% |

(資料) 庁内資料 (令和7年4月1日現在)

議会議員における女性比率の比較

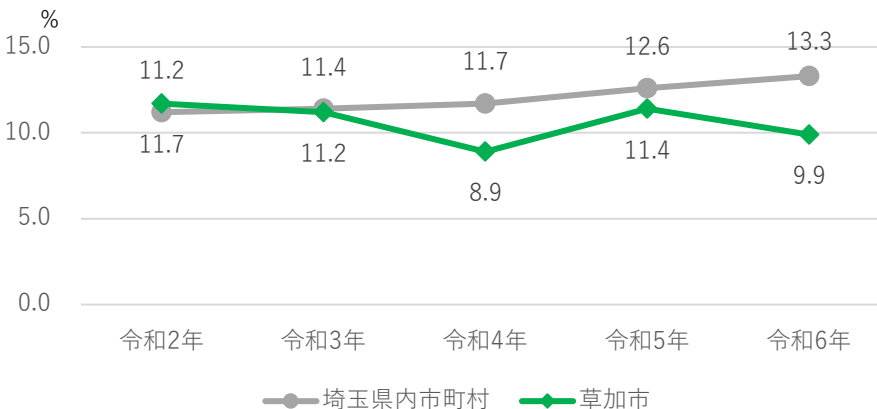
本市の議会議員における女性比率は、埼玉県内市より低いものの、埼玉県よりはやや高い割合となっています。



(資料) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和6年12月31日現在)、庁内資料 (令和6年11月1日現在)

管理職(課長相当職以上)の女性比率の推移

本市の管理職(課長相当職以上・一般行政職のみ)の女性比率の推移は、埼玉県内市町村より低い割合となっています。



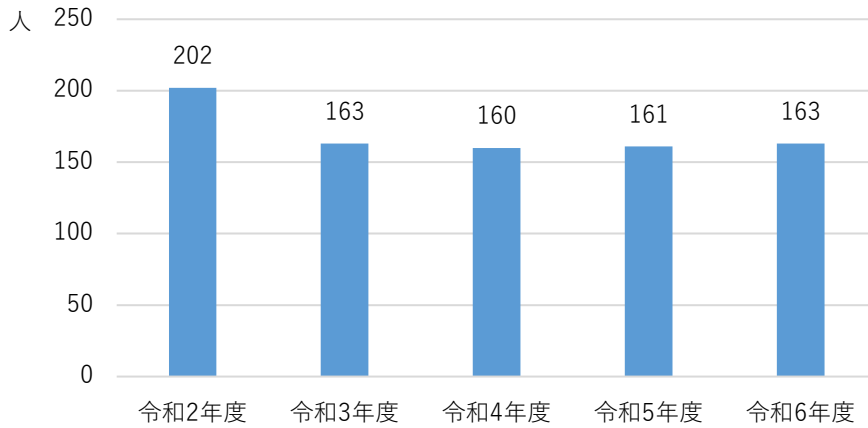
(資料) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況 (各年4月1日現在)

④ DV相談などに関する統計データ

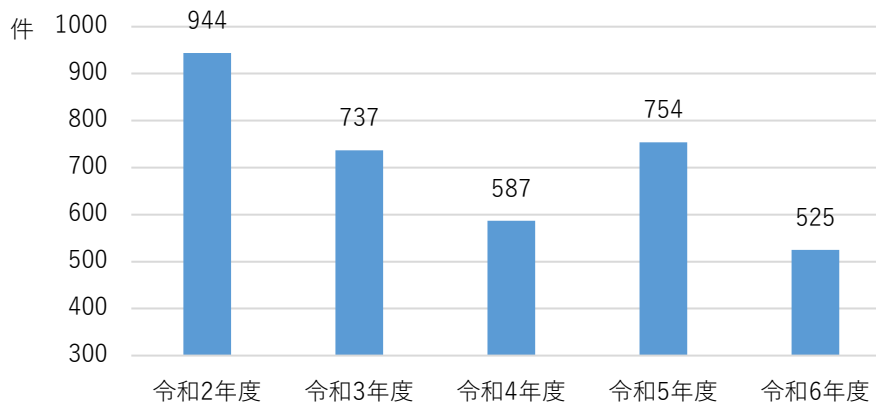
DV相談件数の推移

本市のDV相談人数の推移は、ほぼ横ばいの状態が続いている一方で、相談件数としては1人当たりの対応回数や関係機関との連携状況等により、年度ごとの差異が顕著となっています。

DV相談実人数の推移



DV相談件数の推移



(資料) 庁内資料 (各年3月31日現在)

(3) 草加市男女共同参画プラン2021の評価及び課題

草加市男女共同参画プラン2021の取組状況や草加市男女共同参画アンケートなどの結果を踏まえて、草加市男女共同参画社会づくり条例第3条で掲げる6つの基本理念ごとに、次期計画に向けての課題を整理しました。

① 性別にかかわらず個人としての人権の尊重

草加市男女共同参画アンケートによると、LGBTQ+という言葉の認知度は全体で約6割と高く、多様性を認め合う意識の醸成が進んでいる一方で、配偶者等、親しい間柄において行われるドメスティック・バイオレンス(DV)の相談件数は高止まりの状況にあります。こうした現状から、こどもから高齢者まですべての人の人権尊重やジェンダー平等についての理解を促進し、多様性を認め合う社会の形成に取り組む必要があります。また、必要な時にいつでも行政の専門部署に相談できるように相談窓口等の周知を図ることが必要です。

② 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し

草加市男女共同参画アンケートによると、社会全体における男女の地位の平等感については、“女性が優遇”よりも“男性が優遇”と感じている割合が高くなっています。特に男性より女性の方が“男性が優遇”と感じている割合が高く、男女の意識の差が大きくみられます。また、職場における仕事の内容や待遇について、女性が格差を感じている割合は「人事配置や昇進」「賃金」「仕事の内容」の順に高くなっています。

更に、女性の活躍促進や働き方改革、柔軟な働き方や事業運営の必要性が高まっており、性別にかかわらず一人ひとりが多様な働き方を選ぶことができ、希望するキャリアを歩んでいける環境づくりが必要です。

近年、単身高齢者・ひとり親世帯等が増加していることにより、経済的な困窮、社会的孤立など様々な困難を抱えている人が増加傾向にあります。加えて、障がいがあること、外国人であることなどで更に複合的に困難な状態に置かれている人々もいます。制度の狭間の問題などを踏まえながら、こうした様々な生活困難を抱える人々が、自立し、安心して暮らしていけるよう支援を強化することが必要です。

③ 性別を問わず共同して参画できる機会の確保

本市の審議会等委員、行政委員会、議会委員の女性比率は依然として低く、いずれも本市が「審議会等の委員の委嘱等に関する基準」で定める「審議会等の委員の女性委員の構成割合は、40%以上となるよう努めるものとする。」や国の第5次男女共同参画基本計画で定める数値目標に届かない状況にあります。

あらゆる分野において男女共同参画の視点を確保し、施策に反映するためには、政策決定の場における男女共同参画を更に進める必要があります。

指導的地位にある人々の性別に偏りがちな社会を目指すことは国際社会でも求められており、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画を進めることが必要です。

④ 家庭生活と仕事や地域活動等の両立

草加市男女共同参画アンケートによると、家庭における男女の役割分担の状況は、すべての項目で女性が担っている割合が高く、依然として家庭内での性別役割分担が行われていると言えます。

また、男性の家事・子育て・介護・地域活動への参加のために必要なことは、全体では「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も高いものの、女性の30歳代、男性の40歳代で「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」がいずれも5割を超え最も高くなっています。

このことから、男性への意識啓発と合わせ、パートナーとコミュニケーションを深め、お互いの立場を尊重する意識の醸成や、職場における理解や環境整備が進むよう働きかけることが必要です。

⑤ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女がお互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会にとって欠かせません。

特に女性の心身の状態は、ライフサイクルに応じて大きく変化することから、働く女性が離職することなく能力を最大限発揮できるよう、女性特有の健康問題に関する知識の向上が必要です。

また、予期せぬ妊娠などによって女性の健康と権利が脅かされることのないよう、性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着が求められています。

更に、市民のヘルス・リテラシーの向上を図るとともに、年代ごとの課題や健康を阻害する社会的要因への対応も含めた支援が必要です。

⑥ 国際的動向との協調

持続可能な開発目標(SDGs)では、「ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものである」とされています。「誰一人取り残さない」社会を目指し、今後、様々な分野・場面において、地域の様々な主体が連携・協働していくことが必要です。

- ・SDGs達成度ランキング2025における日本の順位(19位)
- ・目標5(ジェンダー平等を実現しよう)の9ターゲット

| | |
|-----|--|
| 5-1 | あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 |
| 5-2 | 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 |
| 5-3 | 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。 |
| 5-4 | 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 |
| 5-5 | 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 |
| 5-6 | 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。 |
| 5-a | 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。 |
| 5-b | 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 |
| 5-c | ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。 |

*5-1のように数字で示されるものは、それぞれの項目の達成目標を示しています。

5-aのようにアルファベットで示されるものは、実現のための方法を示しています。

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、令和12年（2030年）までにすべての国が達成すべき「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を掲げています。

SDGsは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、これらのゴールとターゲットは、人権、経済・社会、地球環境、様々な分野にまたがった課題が分類されています。

本市では、令和6年（2024年）5月23日に「SDGs未来都市」に認定されるとともに、同年8月には草加市SDGs未来都市計画を策定し、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」と、本市のステートメントである「だれもが幸せなまち 草加」を連動させ、SDGsという共通言語の下、市民や教育機関、事業所、団体の方々と力を合わせて持続可能なまちづくりを進めています。

なお、令和6年度を始期とする草加市総合振興計画第三期基本計画では、基本計画の将来都市像や重点テーマなど、計画全体とSDGsの関連性を整理・記載するとともに、構成する41の全ての施策にSDGsのゴールを紐付け、市の施策とSDGsの関連性を整理し、さらに、施策に紐づく事務事業の指標と、目標値を定めた実施計画においてもSDGsのアイコンを掲載し、SDGsの達成状況の把握に努めています。



第2章

計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

(1) 根拠となる法や条例、計画等との整合

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

また、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」第12条に基づき、草加市が男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。

策定に当たっては、国の「男女共同参画基本計画」並びに埼玉県「男女共同参画基本計画」、「女性の職業生活における推進計画」、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を勘案するとともに、草加市の最高規範である「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の趣旨を尊重し、パートナーシップによるまちづくりを進めることを基本とします。

(2) 「第四次草加市総合振興計画」及び各種個別計画との連携

本計画は、草加市のまちづくりを計画的に進めていく最も基本的な指針である「第四次草加市総合振興計画」の分野別計画です。

「第四次草加市総合振興計画」の中でも特に男女共同参画社会づくりと関係の深い施策や、本市の各種個別計画との連携を図ります。

(3) 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の市町村計画」の包含

①本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」第2条の3第3項に基づく「市町村計画」を包含するものです。

②本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含するものです。

③本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含するものです。

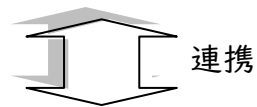
(4) 市民、事業者、市民団体、市の責務を意識

草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例は、前文で「男女共同参画社会を、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていく」と宣言し、第4条から第7条で、市の責務を明示するとともに、市民、事業者、市民団体それぞれについても責務を示しています。男女共同参画社会づくりは、市だけでなく、市民、事業者、市民団体等、市を構成する全員が協働して取り組む必要があることを意識し、本計画を策定しました。

快適都市

～地域の豊かさの創出～

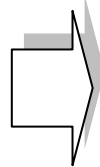
第四次草加市総合振興計画 基本構想・基本計画



《関連法・条例等》

- ☆男女共同参画社会基本法
- ☆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ☆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ☆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- ☆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例
- 草加市みんなでまちづくり自治基本条例
- 草加市人権尊重都市宣言

根拠
指針

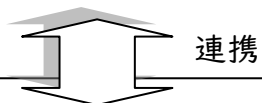


草加市男女共同参画 プラン 2026

草加市女性活躍推進計画

草加市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画

草加市困難な問題を抱える女性支援基本計画



《個別計画》

- ・草加市人権施策推進計画
- ・草加市教育振興基本計画
- ・草加市生涯学習推進指針
- ・草加市「こども」プラン
- ・草加市地域福祉計画
- ・草加市高齢者プラン
- ・草加市障がい者計画・草加市障がい福祉計画
- ・そうか みんなで 健康づくり計画
- ・草加市安全安心まちづくり行動計画

2 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)までの6年間とします。

また、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ見直しを行い、新たな施策や課題解決に向けた取組等、常に改善を図っていきます。

3 計画の基本理念

本計画の基本理念を次のとおり定めます。

**すべての人が互いの人権を尊重し、ともに輝き、
安心してらせるまちをめざして**

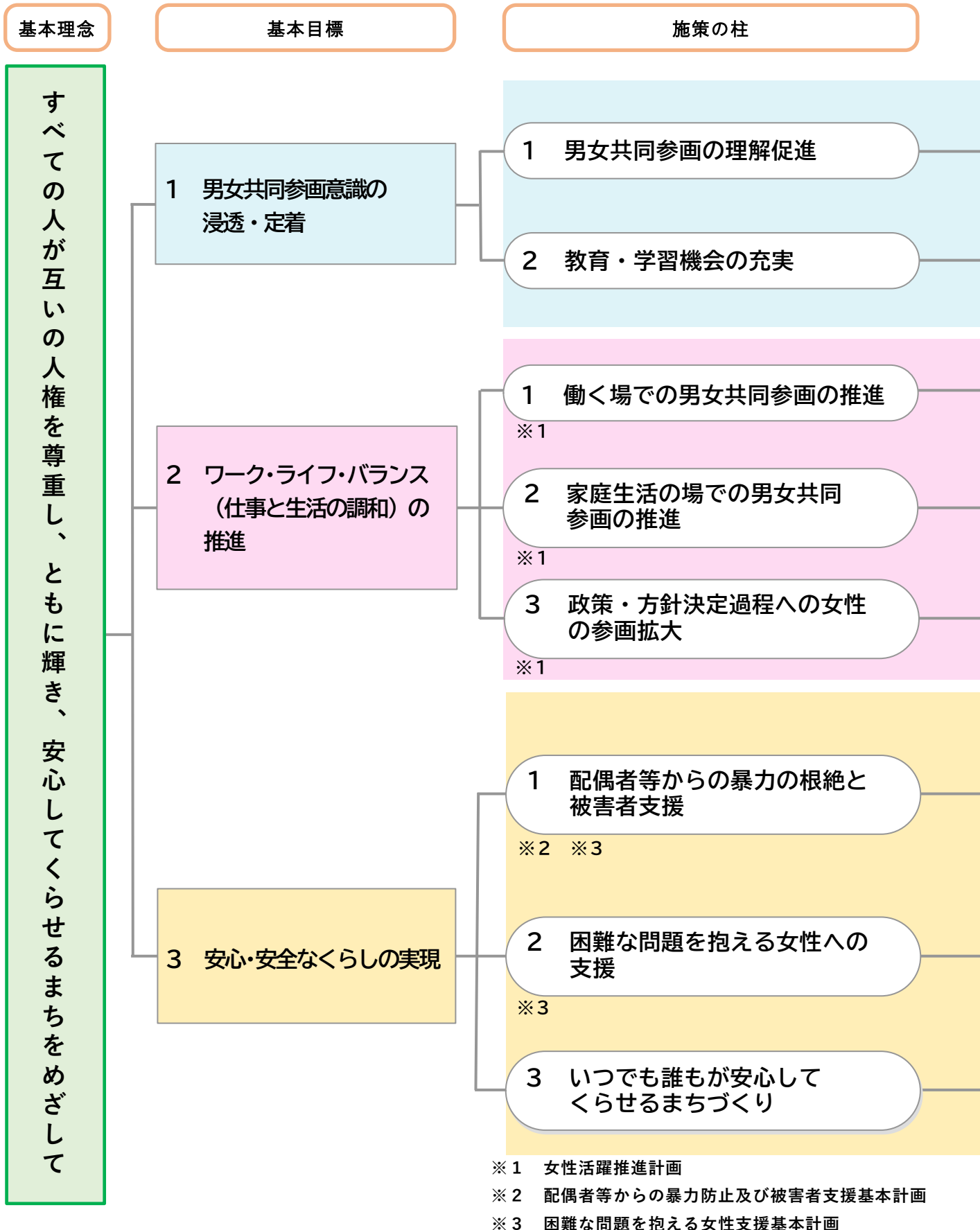
本市は、性別にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、個性や能力を発揮しながら、その人が望む生き方を実現するとともに、誰もが尊厳を保ち、安心してらせるまちづくりを目指します。

この基本理念は、本市の最上位計画である第四次草加市総合振興計画に掲げる将来像「快適都市～地域の豊かさの創出～」及び関連法・条例等を踏まえたものです。また、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」(平成16年(2004年)施行)の6つの基本理念に基づくものであり、市民、事業者、市民団体、市が一丸となって、男女共同参画社会づくりを推進します。

「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」の基本理念 (同条例第3条)

- 1 性別にかかわらず個人としての人権の尊重
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し
- 3 性別を問わず共同して参画できる機会の確保
- 4 家庭生活と仕事や地域活動等の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際的動向との協調

4 計画の体系図



施 策

施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発 【重点事項】

施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発

施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実 【重点事項】

施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ 【重点事項】

施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援

施策6 子育てと介護への支援

施策7 市及び企業等における女性登用の促進 【重点事項】

施策8 暴力根絶のための予防啓発

施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保 【重点事項】

施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援

施策11 虐待の早期発見と支援

施策12 困難な問題を抱える女性への相談体制の充実

施策13 困難な問題を抱える女性への自立支援の推進

施策14 生涯を通じた健康づくりの支援

施策15 非常時に備えた男女共同参画の推進

5 計画の基本目標

計画の基本理念の下、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

一人ひとりが家庭や地域、職場等、社会のあらゆる分野に主体的に参加していくためには、お互いの人権を尊重し合い、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要です。しかしながら、男女共同参画社会の形成を阻害する固定的な性別役割分担意識は、長い時間をかけて社会的につくられていることから、その解消を図ることは難しく、また誰もが性別に関するアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)があると言われます。よって、一人ひとりが男女共同参画の重要性や意義を理解できるよう、市民の意識啓発を進めていきます。

そのためには、幼少期から性別に基づく固定概念を生じさせないことが重要であることから、幼児教育や学校教育の場において、男女平等や個性を尊重する大切さを身に付ける教育活動を推進します。

その際は、男女共同参画を女性に特化した問題とすることなく、持続可能な社会に向けた重要な課題として認識が進むよう、男性に対する啓発を促進するとともに、こどもから高年者・外国籍市民や性的マイノリティなどすべての人々について正しい理解の促進を図り、地域全体で多様性を尊重する環境づくりを進めます。

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

社会環境やライフスタイルが大きく変化する中で、持続可能な地域社会を実現するためには、性別にかかわらず、誰もが多様な働き方を選ぶことができ、希望するキャリアを歩んでいける環境づくりが不可欠です。女性活躍推進法の成立を踏まえ、近年は職業生活における女性の活躍推進が進められてきましたが、固定的な性別役割分担意識を背景に、依然として家事や育児、介護等の家庭責任の多くを女性が担っており、政策・方針決定過程の場における女性の参画は十分に確保されていない状況があります。また、長時間労働を前提とする働き方によって、特に男性は仕事中心の生活になりやすく、育児休業の取得をはじめ、家事・育児・介護等に主体的に関与することを困難にしています。

そのため、すべての人が、仕事、家庭、地域、個人の自己啓発等の様々な活動においてワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、企業や関係機関等と連携し、働き方改革、子育て支援や介護支援の推進、男性の家庭生活への参画促進に向けた取組等、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。

また、政策、経済、社会等、あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性参画を推進するため、国際水準も意識しつつ、市の政策・方針決定過程における女性の参画拡大、企業等における女性登用の促進を図ります。

基本目標3 安心・安全なくらしの実現

単身世帯の増加や少子高齢化が進む中で、地域では気候変動や災害への対策、困難を抱え孤立する人の包摂など、様々な課題に対応することが求められています。

配偶者からの暴力を根絶するため、若年層をはじめとした市民の意識啓発により、地域全体で暴力を許さない意識を高めるとともに、被害者の相談対応や安全確保、自立支援を図ります。また、配偶者等からの暴力と密接に関連する児童虐待への対応を強化します。

また、近年、単身高年者・ひとり親・非正規雇用者の増加により、経済的な困窮、社会的孤立など様々な困難を抱えている人が増加傾向にあります。加えて、障がいがあること、外国人であることなどで更に複合的に困難な状態に置かれている人々もいます。制度の狭間の問題などを踏まえながら、こうした様々な

困難を抱える人々が、自立し、安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携を図りながら支援します。

だれもが互いの身体的性差を十分に理解し尊重し合い、正確な知識・情報に基づいて心身及びその健康について主体的に行動することは、生涯を通じ重要なことです。特に女性は、男性とは異なる健康上の問題に直面しやすく、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点を踏まえながら、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等など、ライフステージに応じた適切な健康支援を行っていくとともに、男女の性差に応じた健康保持増進を総合的に推進します。

さらに、多様な視点を反映した地域社会の実現に向けて、地域防災などの方針決定過程に女性や性的マイノリティの方の視点を取り入れるとともに、性犯罪や性暴力を許さないまちづくりを進めます。

6 計画の重点事項

これまでの取組やアンケート結果等を踏まえた上で、本計画では次の5項目について重点的に取り組めます。

- (1) 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実
- (3) 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ
- (4) 市及び企業等における女性登用の促進
- (5) 相談体制の充実と被害者の安全確保

(1) 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発

男女共同参画社会を実現するための根本的な課題の一つに固定的性別役割分担意識の解消が挙げられます。アンケートでは、前回調査よりも、「男性は仕事、女性は家庭という考え方に同感しますか」について、「同感しない」と回答した人の割合が増加(53.1%→61%)にしましたが、「家庭における男女の役割分担の状況」については、全ての項目で女性が担っている割合が高く、固定的性別役割分担意識は徐々に弱まりつつありますが、依然として根強く残っており、このことが家庭や地域等において、様々な差別や偏った負担を生んでいると考えられます。

このような状況から、男女がともにくらしやすい社会とするために、固定的な性別役割分担意識の解消に係る取組を推進するとともに、男女共同参画意識を浸透させるため、今後もあらゆる機会を通じて市民に向けた啓発活動を展開し男女共同参画社会への理解促進を図ります。

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実

学校や家庭等での教育は、人格が形成される過程において、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くための基盤を形成するものです。固定的性別役割分担意識等は若い年代で解消されつつあるものの、今も社会の様々な分野で、偏見や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等が根強く存在しているため、これらの存在に気付き、とらわれないためにも、学校や家庭等における教育の役割は非常に重要です。アンケートでは、「学校や社会の中での男女平等に対する考え」について、小学生(41.6%)、中学生(26.7%)、大人(7.6%)になるにつれて、「平等である」と回答した人の割合が減少していたり、「男女共同参画推進のために草加市が力を入れるべきこと」について、「学校教育や社会教育、生涯学習の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実させる」と回答した人の割合が高くなっています。

学校や家庭等における様々な教育活動全体を通じて、人権尊重意識、男女平等意識を育む取組を推進するとともに、男女平等教育の充実のため、教育関係者を対象とした研修や保護者等への学習機会の提供の取組を推進します。

(3) 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ

女性の就業率は上昇傾向にあるものの、出産・育児等を理由に退職した後、非正規雇用で再就職する女性が多く、半数以上の女性が非正規雇用で働いています。今日の社会では、雇用者の多様な就業ニーズに対応する柔軟な働き方（フレックス制の導入など）が正規雇用では難しい面もあるため、こうしたニーズのある女性が非正規雇用という形態を選択せざるを得ず、給与等の処遇面の格差等により、貧困の一因にもなっています。新型コロナウイルス感染症の拡大時には、女性の非正規雇用労働者の割合の高さ等を背景に、女性の雇用や所得に影響が強く現れ、女性の不安定な雇用状況が可視化されました。アンケートでは、「職場における男女平等の状況」については、「仕事の内容」を除く、全ての項目（賃金、人事配置や昇進、採用条件等）において、男性の方が女性よりも「平等である」と回答した人の割合が高く、「女性が職業を持つこと」については、「こどもが大きくなったら再び職業を持つのがよい」と「結婚や出産後も持ち続けるが、パート・アルバイトなどに切り替えるのがよい」と回答した人の割合は減少したのに対し、「こどもが生まれても、産休・育休を取りながら持ち続けるのがよい」と回答した人の割合が増加しています。

夫婦間等で一方への経済的な依存度が高い場合、依存する側は家庭内での立場が弱くなり、また死別・離別により経済的困窮に陥る可能性も高まります。経済的自立への不安により、DV被害等の困難な状況から抜け出すことを躊躇する場合もあるため、経済的自立は、女性の自己決定という観点から非常に重要です。

人生100年時代を迎え、女性の平均寿命が87歳を超える中、女性が長い人生を経済的困窮に陥ることなく生活できるよう、女性の経済的自立に向けた取組の推進が求められています。働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ、多様なライフスタイルの実現に向けた支援、子育てと介護への支援、市や企業等における女性登用の促進等の取組を推進します。

(4) 市及び企業等における女性登用の促進

政策・方針決定過程における女性の参画は、女性の活躍を推進し、社会経済を活性化させるといった観点だけでなく、男女が互いに対等な立場で、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために重要です。働き方改革関連法の制定や、女性活躍推進法の改正など、女性活躍を推進するための法律・制度の整備が進み、女性の政策・方針決定過程への参画は、一定の進捗が見られるものの、政治分野や経済分野をはじめ、諸外国と比較して低水準に留まっており、女性の参画の拡大の動きをさらに加速させる必要があります。アンケートでは、「市議会や審議会などへの女性参画推進のために必要なこと」については、「政策決定の場に女性が参画することの抵抗感をなくすこと」「女性自身が積極的な参画意識を持つこと」の割合が高く、女性の意識啓発を重要視する傾向がみられる一方で、性別で見ると、女性では「家族の支援・協力」「女性の活動を支援するネットワークの拡充」の割合も比較的高くなっており、意識啓発だけではなく女性の参画を後押しする環境づくりも必要であることがうかがえます。

草加市においては、審議会等委員への女性の積極的登用や女性職員の管理職への登用を推進しています。市の施策は市民生活に大きな影響を与え、また、学校教育は男女共同参画推進の意識醸成の基盤であることから、市の政策・方針決定過程に性別に関係のない多様な意見が公平・公正に反映されるよう、目標達成に向けた具体的な対策を講じ、市が率先して女性の参画拡大の取組を進めます。また、あらゆる

分野で政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには、仕事と家庭生活を両立しながら活躍するための職場環境の整備や男性の育児休業取得率の拡大、女性の活躍の重要性に関する理解の促進、人材の

育成の観点からのロールモデルやキャリア形成の情報提供、目標値の設定等による積極的改善措置(ポジティブ・アクション)が求められており、これらの取組の促進のため、市が積極的に事業者や団体等へ働きかけを行います。

(5) 相談体制の充実と被害者の安全確保

DVは、一般的に家庭内において行われるケースが多いため、外部からの発見が難しく、潜在化しやすいという特性があります。被害者も加害者からの報復、家庭の事情やDVが重大な人権侵害であるという認識の欠如など、様々な理由から、支援を求めることをためらうケースや相談に至らないケースも少なくありません。アンケートでは、「暴力の被害経験」については、「身体に対する暴行」「精神的な嫌がらせ、恐怖を感じるような脅迫」「嫌がっているのに性的な行為を強要」「経済的な圧迫」の中で、「精神的な嫌がらせ、恐怖を感じるような脅迫」が8.6%と最も高く、「相談の有無」については、「誰(どこ)にも相談していない」と回答した人の割合は63.8%で最も高い結果でした。

庁内関係機関において被害者の早期発見ができるよう、DVに対する理解を深めるとともに、配偶者暴力相談支援センター等との更なる連携体制の強化を進めます。また、各相談窓口における相談内容の情報連携・共有を密にし、被害者の安心・安全、負担軽減及び相談による二次的被害の防止が図られるように相談体制の充実を目指すとともに、相談にあたる職員等に対しては研修等を実施し、迅速かつ適切な対応がとれるよう資質の向上を図ります。

施策の展開の見方

本章では、施策の柱ごとに各施策の方向性及び具体的取組や個別事業を示します。

施策の方向性を記載
しています。

| 1-1 家庭や地域への意識啓発と参画推進 | | |
|---|-----------------|------------|
| 性別にかかわらず家事、子育て、介護等、家庭における役割を担うため、固定的な役割分担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。また、町会や自治会等の地縁組織、ボランティア活動等、様々な地域活動に性別にかかわらず、より多くの市民が参加するよう、意識啓発や参加しやすい環境づくりを進めます。 | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 固定的性別役割分担意識を見直すための各種講演会、講座の開催 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 性別にとらわれない子育て等について学習する機会の提供 | | |
| 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進 | | |
| 地域活動における男女共同参画の積極的な推進 | | |
| 町会・自治会等、地縁活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進 | 町会・自治会活動促進事業 | みんなでまちづくり課 |
| まちづくりや地域コミュニティ活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進 | 地区まちづくり推進事業 | |
| | 市民活動促進事業 | |
| 地域活動における男女共同参画の積極的な推進 | コミュニティセンター管理事業 | |

「男女共同参画プラン2026」における草加市の取組を示します。

「具体的取組」に対応する、草加市総合振興計画基本構想・基本計画に基づく個別事業を示します。

第3章

施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透・定着

施策の柱Ⅰ

男女共同参画の理解促進

性別にかかわらず、その人の意欲に応じて、家庭や地域、職場等、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会を目指すことは、一人ひとりの豊かな人生を実現することにつながります。

市民全体に男女共同参画について関心をもってもらえるよう、家庭や地域等、あらゆる場面において、男女共同参画の理解促進につながる意識啓発を継続的に推進し、市民の皆様の理解を深めていきます。また、その際は、男女共同参画を女性に特化した問題とすることなく、持続可能な社会に向けた重要な課題として認識が進むよう、男性に対する啓発を促進するとともに、性的マイノリティの人権尊重に向けて、性の多様性に関する理解の促進を図ります。

施策Ⅰ 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発

Ⅰ-1 家庭や地域への意識啓発と参画推進

性別にかかわらず家事、子育て、介護等、家庭における役割を担うため、固定的な役割分担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。また、町会や自治会等の地縁組織、ボランティア活動等、様々な地域活動に性別にかかわらず、より多くの市民が参加するよう、意識啓発や参加しやすい環境づくりを進めます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|---------------------------------------|-----------------|------------|
| 固定的性別役割分担意識を見直すための各種講演会、講座の開催 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 性別にとらわれない子育て等について学習する機会の提供 | | |
| 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進 | | |
| 地域活動における男女共同参画の積極的な推進 | | |
| 町会・自治会等、地縁活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進 | 町会・自治会活動促進事業 | みんなでまちづくり課 |
| まちづくりや地域コミュニティ活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進 | 地区まちづくり推進事業 | |
| | 市民活動促進事業 | |
| 地域活動における男女共同参画の積極的な推進 | コミュニティセンター管理事業 | |

1-2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

メディアや市の各種刊行物等において、固定的な役割分担意識や性差別の助長、暴力や性の商品化を示唆することのないよう、表現や内容を精査するとともに、男女共同参画の意義を明確に伝えていきます。また、市民が多様な情報を適切に活用できるよう、メディア・リテラシー*向上のための啓発や学習機会等を提供します。さらに、インターネットにおける表現についても、女性や子どもを含め人権を侵害することのないよう対策を講じるとともに、適切な利用方法について啓発していきます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|---------------------------------------|-----------------|-------|
| 男女共同参画に関する「表現ガイド」の作成と普及 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| メディアや市の各種刊行物等における男女共同参画の視点からの表現の点検 | | |
| メディア・リテラシー向上のための啓発や学習情報の提供 | | |
| 男女共同参画の視点に立ったインターネットの利用方法についての啓発活動の推進 | | |

1-3 男女共同参画拠点施設の充実

本市の男女共同参画社会づくり活動の拠点として、草加市文化会館内の男女共同参画さわやかサロンを活用するとともに、男女共同参画社会の実現を目指す活動拠点にふさわしい取組の充実を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-------------------------------------|-----------------|-------|
| 男女共同参画さわやかサロンを中心とした市民団体相互のネットワークづくり | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 男女共同参画さわやかサロン機能の充実 | | |

施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発

2-1 国際理解・多文化共生*の推進

国籍や性別にかかわらず、一人ひとりの人権が保障されるよう、外国籍市民の中でも女性は特に経済面や健康面等、複合的に困難な状況におかれがちであることを考慮しながら、個々の状況に応じてきめ細かに支援します。また、市民相互に文化的な違いを認め合い、地域で孤立することなく安心して生活できる多文化共生社会をつくるため、外国籍市民との日常的な交流の場を提供します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|----------------------------|----------|-------|
| 外国籍市民との日常的な交流機会の創出 | 国際交流事業 | 文化観光課 |
| ことばや文化の違いに配慮したサービスの提供 | 多文化共生事業 | 人権共生課 |
| ことばや文化の違いを超えて気軽に相談できる体制の整備 | | |

2-2 人権共生社会の形成推進

こどもから大人まで性別にかかわらず市民一人ひとりが、互いの個性を認め合いながら、能力を十分に発揮でき、自立して充実した生活を送ることができる「人権共生社会」の形成を目指して、「草加市人権施策推進計画」及び「草加市人権尊重都市宣言」に基づき、市民や事業者への啓発や相談対応、必要な支援の提供を図ります。

LGBT（性的少数者）等、性的指向や性自認により社会的困難を抱える人が、人権侵害を受けることなく自分らしくくらす社会とするため、地域や学校、企業等における理解促進や啓発活動を進め、地域全体で多様性を尊重していきます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|--------------------------|----------|-------|
| 交流及び協働促進によるともに生きる社会づくり | 人権啓発事業 | 人権共生課 |
| 自立に向けての支援体制・人権救済制度の充実 | | |
| 人権擁護委員協議会による人権相談や人権啓発の充実 | | |
| 性の多様性への理解促進 | | |

施策の柱2 教育・学習機会の充実

性別にかかわらず、誰もがあらゆる分野で活躍するためには、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。また、人生100年時代を見据え、様々な生き方、学び方、働き方を選択できるよう、生涯学習が果たす役割も大きくなっています。

性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会の実現のためには、こどもの頃からの教育が重要であるため、学校や家庭、地域における様々な教育活動全体を通じて、人権尊重意識、男女平等意識を育む取組を推進します。教育の充実のため、教育関係者を対象とした研修や保護者等への学習機会の提供などを行うとともに、公民館での講座など身近な地域における学習機会を充実させます。その人の意欲に応じて、家庭や地域、職場等、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会を目指すことは、一人ひとりの豊かな人生を実現することにつながります。

施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実

3-1 幼少期からの男女平等や人権尊重意識の醸成

幼少期から男女平等意識や個性を尊重する大切さを身に付けることができるよう、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校が連携し、学習内容や方法を充実するとともに、すべての教育活動において、こどもたち一人ひとりに人権尊重や多様性を認め合う意識の醸成を図ります。

また、こどもたちが性別にとらわれず個性に応じた生き方を選択できるよう、教育相談や生徒指導、進路指導を行うとともに、教職員の指導力向上を図り、研修機会や情報提供を充実します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|--|-----------------|------------|
| 幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校の連携による男女平等教育の充実・推進 | 子ども教育連携推進事業 | 子ども教育連携推進室 |
| 男女平等教育の充実 | 学校人権教育推進事業 | 指導課 |
| 男女の性差への理解を深める人権教育の推進 | | |
| 国際理解教育の推進 | 英語教育・国際理解教育推進事業 | |
| 男女平等を意識した生徒指導や進路指導の充実 | 生徒指導推進事業 | 指導課 |
| | 教育相談充実事業 | 教育支援室 |
| 男女共同参画や男女平等についての教職員研修の充実 | 教職員研修推進事業 | 指導課 |

3-2 生涯学習環境の充実

性別にかかわらず、市民一人ひとりの意欲に応じて能力と教養を高めることができるよう、「草加市教育振興基本計画」との連動を図りながら、自主的かつ継続的な学習機会を提供するとともに、男女平等や男女共同参画について学ぶ多様な機会を提供します。また、本市独自の高年者の生涯学習と憩いの場、こどもたちとの世代間交流の場として定着している平成塾についても、充実を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|----------------------------|--------------|-------|
| 男女共同参画を進める生涯学習の条件整備 | 生涯学習推進体制整備事業 | 生涯学習課 |
| 男女共同参画に関する学習の場(講座、講演会等)づくり | 社会人権教育推進事業 | |
| 男女共同参画に関する生涯学習活動への支援 | 大学公開講座等推進事業 | |
| 社会参画や能力開発を支援する学習機会の提供 | そうか市民大学運営事業 | |
| 平成塾の充実 | 平成塾設置・管理運営事業 | |

3-3 公民館等事業の充実

男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、市民の生涯学習の場である公民館・文化センターにおける様々な学習機会の充実を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|------------------------|----------|---|
| 公民館の講座等における男女共同参画学習の推進 | 公民館等事業 | 中央公民館 柿木公民館 新田西文化センター 谷塚文化センター 川柳文化センター 新里文化センター |
| 公民館活動における男女共同参画の推進 | | |

3-4 図書館における情報サービスの充実

誰もが男女共同参画に関する情報を活用できるよう、中央図書館における資料の展示・紹介等により、男女共同参画に関する学習・読書活動を推進します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|----------------------|----------------------|-------|
| 男女共同参画に関する学習・読書活動の推進 | 図書館情報サービス・管理 運営事業 | 中央図書館 |

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の柱1 働く場での男女共同参画の推進

ライフスタイルが大きく変化する中で、持続可能な地域社会を実現するためには、性別にかかわらず、誰もが働きやすい社会を実現することが不可欠です。

就業は生活の経済的基盤であり自己実現にもつながることから、働くことを希望する人が性別にかかわらず、自らの希望に応じて働くことができる環境づくりを進めていきます。また、男女が均等な機会と待遇を享受し、誰もが働きやすい職場づくりに向けて、女性活躍や働き方改革の取組が中小企業を含め幅広く浸透していくよう、啓発活動や情報提供を通じて取組を促進していきます。

施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ

4-1 経済的基盤の安定支援

雇用の場における男女の均等な機会と公正な処遇を確保できるよう、事業者に対し関連法等の周知を図ります。また、女性の就業継続や再就職を促すため、仕事と家庭の両立支援に加え、職業能力の開発講座等の開催と学習機会の紹介、就労情報の提供や相談、スキルアップ*を図るほか、女性起業家の育成に向けて支援します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-----------------------------|-----------------|--------|
| 男女雇用機会均等法等の周知 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 性別によらない雇用の促進 | 就労の安定支援事業 | くらし安全課 |
| 就労に関する情報の提供 | | |
| 労働セミナー、能力開発セミナー等の実施と学習情報の提供 | | |
| 起業に向けた知識や手法に関する情報提供 | 創業支援事業 | 産業振興課 |

4-2 自営業・農業等における男女共同参画経営の推進

自営業や農業等における男女共同参画経営を推進するため、家族で農業経営に携わる各世帯員があいまいになりがちな就業条件について話し合い、家族従業員として果たしている役割を適正に評価されるよう、啓発に努めます。また、雇用によらない働き方においても就業環境の整備を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|--------------|---------------|---------|
| 家族経営協定の推進 | 都市農業育成・共生支援事業 | 都市農業振興課 |
| 農業委員会委員等への啓発 | | |

4-3 企業等における女性のための研修等の充実

企業等における男女共同参画を促進するため、従業員やトップに対し女性登用の働きかけを行うとともに、職場における女性の資質と能力向上に向けた意識啓発等の資料配布や講演会の開催、研修機会の充実に努めます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-------------------|-----------------|--------|
| 意識啓発等の資料の配布 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| | 就労の安定支援事業 | くらし安全課 |
| 女性のための研修・セミナー等の充実 | | |

4-4 企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進及び働き方改革の支援

企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進を支援するため、市内の事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進法に基づく啓発を進めるとともに、労働時間短縮や多様な働き方の仕組みの導入に向けた見直しを促進します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|----------------------------------|------------------|--------|
| ワーク・ライフ・バランス、一般事業主行動計画等の啓発 | こどもまんなかまちづくり推進事業 | こども政策課 |
| ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の好事例の情報収集と提供等 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |

4-5 性別による差別的取扱いやハラスメントからの救済

職場をはじめ、あらゆる活動の場において、性別による差別的取扱いや、ハラスメント（パワー・ハラスメント*、セクシュアル・ハラスメント、モラル・ハラスメント*等）の行為からの救済を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-----------------|-----------------|-------|
| 男女共同参画専門委員制度の活用 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| ハラスメント防止の徹底 | 広聴活動の充実 | 広聴相談課 |
| | 人事・給与関係事務事業 | 職員課 |

施策の柱2 家庭生活の場での男女共同参画の推進

誰もが、生涯を通して働きがいのある充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活や地域活動等のバランスを取りながら、個人の状況に応じて多様な生き方を選択できる、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図ることが大切です。晩婚化・晩産化の進展に伴い、育児と介護の二つのケアが同時期に発生する「ダブルケア」を担うなど、男女ともに時間的制約のある労働者の増加が見込まれています。

一人ひとりが、ライフイベントに応じて仕事と家庭生活の両立が可能となる職場環境づくりを推進するとともに、子育て支援策や介護支援策の充実、男性の家庭生活への参画促進に向けた取組を一体的に推進します。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在宅勤務やテレワークの導入が進むなど、人々の働き方が見直されつつありますが、こうした動きが従来の長時間労働を前提とした働き方から、多様で柔軟な働き方の実現につながるよう、働き方改革を推進していきます。

施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援

| 5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援 | | |
|---|-----------------|--------|
| ライフスタイルの多様化に対応し、誰もが家庭や職場、地域での活動を充実して豊かな生活を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知し、働き方の見直しや休暇の取得、性別にかかわらず家事や育児、介護を担い合うこと等、市民一人ひとりの実践を促します。 | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 男性の育児・介護休業取得の促進・周知 | 人事・給与関係事務事業 | 職員課 |
| | 就労の安定支援事業 | くらし安全課 |
| ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| ワーク・ライフ・バランスの実践 | | |

施策6 子育てと介護への支援

| 6-1 子育て支援の推進 | | |
|---|------------------|---------|
| 男女が支え合って家庭生活を担い、また意欲に応じて女性が仕事を続けること等を支援するため、保育サービスや地域での見守り体制を強化します。次代を担うこどもたちが健やかに生まれ育つよう、草加市「こども」プランと連動を図りながら、取組を進めます。 | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 地域の子育て支援拠点づくり | 子育て応援事業 | こども青少年課 |
| 地域の子育て支援ネットワークづくり | こどもまんなかまちづくり推進事業 | こども政策課 |
| 子育て相談体制の充実 | | |

| | | |
|-----------------|--------------------|---------|
| 子育て家庭への経済的支援の充実 | 幼稚園就園奨励推進事業 | 保育課 |
| 保育サービスの充実 | 民間保育推進事業 | |
| | 幼稚園就園奨励推進事業 | |
| | 公立保育園運営事業 | |
| | 保育ステーション事業 | |
| | ファミリー・サポート・センター*事業 | |
| こどもの居場所づくり | 児童館・児童センター運営事業 | こども青少年課 |
| | 放課後児童健全育成事業 | |
| 子どもたちの遊び場の整備・充実 | 公園整備事業 | みどり公園課 |

6-2 介護支援の推進

男女がともに家族の介護を担うとともに、家族を介護する側のワーク・ライフ・バランスを実現するため、介護者の負担や不安を軽減するような環境を整え、きめ細かに支援します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-------------------|-----------------|----------------|
| 介護保険事業の円滑な実施 | 介護保険給付事業 | 地域介護課 |
| | 介護認定審査会運営事業 | |
| 介護予防の推進 | 介護予防普及啓発事業 | 地域介護課 |
| 福祉サービスの推進と相談体制の充実 | 地域包括支援センター*委託事業 | 地域支援室 |
| | 高年者在宅生活支援サービス事業 | 長寿支援課 |
| | 認知症総合支援事業 | 地域介護課 地域支援室 |
| ひとにやさしいまちづくり | 家族介護支援事業 | 長寿支援課 |
| | 地域ケア会議推進事業 | 地域介護課 地域支援室 |
| | 在宅医療・介護連携推進事業 | |
| | 生活支援体制整備事業 | |

施策の柱3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政治、経済、社会等、あらゆる分野において、政策・方針の立案及び決定過程に男女がともに参画することは、多様な視点や価値観が尊重された社会づくりに向け、極めて重要な課題です。

市の政策は市民生活に大きな影響を与えることから、審議会等委員への女性の参画及び、女性職員の計画的育成・登用に取り組めます。また、働く場や地域社会に対しても、女性の参画状況に係る情報提供や働きかけを行い、女性によるリーダーシップの発揮を後押ししていきます。

施策7 市及び企業等における女性登用の促進

7-1 市の審議会等への女性の参画促進

審議会等の委員について、多様な意見を市政に反映するため、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、「性別の比率を一方が4割を下回らない」という目標を必達するよう努めるとともに、すべての審議会への女性委員の登用を積極的に促進します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|----------------|-----------------|-------|
| 審議会等への女性の参画の促進 | 情報公開・個人情報保護事務 | 庶務課 |
| | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |

7-2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性が市の各分野において政策・方針決定過程へ参画できるよう、女性のキャリアアップへの支援や研修の機会を充実させ、人材育成を進めます。

また、市及び企業等における政策・方針決定過程への女性参画を進めるため、管理職への女性登用を促します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|---------------------|-----------------|-------|
| 人材育成システムの活用による人材育成 | 人事・給与関係事務事業 | 職員課 |
| 職員研修の充実 | 職員研修事業 | |
| 企業等における女性管理職登用の働きかけ | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |

基本目標3 安心・安全なくらしの実現

施策の柱1 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

DVをはじめ、性暴力や虐待といった様々な暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成に向けて暴力を許さない社会づくりを推進することが重要です。

被害者の早期発見ができるよう、被害者と接する機会が多い関係者がDVに対する理解を深め、関係機関同士の連携体制を強化するとともに配偶者暴力相談支援センターの機能の強化、充実につなげます。また、各相談窓口で相談内容の情報連携・共有を密にし、被害者の安心・安全、負担軽減及び相談による二次的被害の防止が図られるように相談体制の充実を目指すとともに、相談にあたる職員等に対しては研修等を実施し、迅速かつ適切な対応がとれるよう資質の向上に努めます。

施策8 暴力根絶のための予防啓発

| 8 暴力根絶のための予防啓発 | | |
|--|-----------------|-------|
| <p>地域全体で暴力を許さない意識を高めるため、広報そうか、市のホームページ、パンフレット等を活用し、相談機関や相談窓口、配偶者等からの暴力を知ったときの通報機関・窓口と合わせて、広く市民への啓発・周知を図ります。また、配偶者等からの暴力に関する正しい理解と認識を図るための講演会等を支援し、市民の意識啓発を図ります。若年層における交際相手からの暴力の予防・啓発のため、市内小中学校において、人権や男女平等についての教育の充実を図るとともに、高校生や大学生等を対象にデートDV防止の啓発活動を推進します。</p> | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 配偶者等からの暴力に関する意識啓発の推進 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 地域での講演会等の支援 | | |
| 小中学校における男女平等教育の推進 | 学校人権教育推進事業 | 指導課 |
| 高校生・大学生を対象としたデートDV防止の啓発活動 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |

施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保

| 9-1 配偶者等からの暴力相談機能の充実 | | |
|--|-----------------|-------|
| <p>配偶者等からの暴力被害者がいつでも安心して相談できるよう、配偶者暴力相談支援センターをはじめとした身近な相談窓口に加えて、県や近隣市町と連携し、広域的な相談体制を充実します。また、相談担当職員の研修の充実等により相談機能の充実を図ります。さらに、外国籍市民や障がい者、高齢者等、困難を抱えた人の相談に、庁内関係課及び関係機関で連携して対応します。</p> | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 県や近隣市町との連携による相談体制の充実 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 各種女性相談の充実 | | |
| 相談担当職員の研修の充実 | | |
| 配偶者暴力相談支援センターの運営 | | |
| 外国籍市民、障がい者、高齢者への配慮 | | |

| 9-2 配偶者等からの暴力被害者の安全確保 | | |
|--|-----------------|-------|
| <p>被害者の意志を尊重して適切な保護や避難ができるよう、警察や県の関係機関等との連携によって安全確保の体制の整備・充実を図ります。避難が困難な被害者についても、安全確保と必要な支援の提供を図ります。</p> | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 警察や県の期間等との連携による被害者の安全確保 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 緊急時における避難場所の確保 | | |

| | | |
|-------------------|--|--|
| 支援制度の活用についての助言、支援 | | |
| 被害者に関する個人情報の保護 | | |
| 必要に応じた同行支援の実施 | | |

施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援

10-1 配偶者等からの暴力被害者の自立支援

被害者の自立支援に向けて、関係機関への情報提供を行うとともに、専門の相談員による継続的な支援を行います。また、生活保護を含めた生活支援、住宅の確保、さらに、配偶者等からの暴力の被害者が同伴することもたちが健やかに成長できるようにするための支援、外国籍市民や障がい者、高年者等、困難を抱えた被害者の自立支援について、関係課・関係機関等と連携して取り組みます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-----------------------|-----------------|-------|
| 被害者に対する適切な情報の提供 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 継続して相談・支援を行える女性相談員の設置 | | |
| 被害者の生活支援 | | |
| 住宅確保に関する支援 | | |
| こどもの健やかな成長への支援 | | |
| 健康保険等に関する支援 | | |

10-2 連携と協力による配偶者等からの暴力防止対策の推進

配偶者等からの暴力を防止するため、県等、庁外の関係機関との連携会議を通じて、個々の状況に合わせた広域的な対策を検討します。また、特に困難な課題を抱える被害者への支援や、暴力防止対策と被害者支援を効果的に進めるために、庁内連携会議の活用を図ります。さらに、地域の中できめ細かな対応を進めるために、民間支援団体の育成と連携によるネットワークづくりを進めるとともに、市内医療機関との連携による配偶者等からの暴力の早期発見を目指します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 関係機関との連携会議の開催 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 ※草加市配偶者からの暴力対策 庁内連携会議 |
| 庁内連携会議の機能的活用 | | |
| 民間支援団体の育成、支援及び連携 | | |
| 医療機関との連携 | | |

施策 11 虐待の早期発見と支援

| 11 虐待の早期発見と支援 | | |
|--|-----------------|--------|
| 配偶者等からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待への対応と連携・協力を強化するため、関係機関同士の情報共有のあり方や効果的な支援方法を検討します。 | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 児童虐待の早期発見 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 児童虐待の未然防止 | こども家庭センター事業 | こども家庭課 |

施策の柱2 困難な問題を抱える女性への支援

女性は、男性に比べ非正規雇用者の割合が高く、育児や介護等の役割を担うことで就業継続が難しくなるなど、貧困等の生活上の困難に陥るリスクが高い傾向にあります。とりわけ、ひとり親や単身女性、高齢女性等を中心に、不安定な就労を継続せざるを得ない状況にある女性は、経済的困難の中で孤立し、生きづらさを抱えていることが懸念されます。また、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多く、このことによって、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることが多い状況です。令和6年4月から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、様々な複合的な困難を抱える女性を支援するため、女性を対象とした各種相談や、相談に当たる職員等に対する研修等を充実させます。

施策 12 困難な問題を抱える女性への相談体制の充実

| 12 困難な問題を抱える女性への相談体制の充実 | | |
|--|-----------------|-------|
| 配偶者暴力相談支援センターの職員及び女性相談支援員は、支援対象者に必要な福祉サービス等に係るコーディネーター機能を果たし、庁内においては調整の司令塔としての役割を有しています。そのため、女性相談支援員の資質向上に努めるとともに、包括的かつ継続的な相談体制に向けた連携体制を整備します。 | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 女性相談支援員の資質向上【新規】 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 困難な問題を抱える女性への相談体制の充実【新規】 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | |

施策13 困難な問題を抱える女性への自立支援の推進

| 13 困難な問題を抱える女性への自立支援の推進 | | |
|--|-----------------|-------|
| <p>女性は、女性であることにより遭遇する様々な困難に直面することにより、複合的な問題を抱えているため、本人に寄り添って、的確なアセスメントに基づき、最大限本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、関係機関と調整しながら支援していきます。</p> | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 困難な問題を抱える女性に寄り添った相談支援の実施【新規】 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 誰もが安心して相談できる体制づくり【施策14に再掲】 | 地域福祉活動推進事業 | 福祉政策課 |
| 支え合い、つながり続けることを大切にする地域づくり【施策14に再掲】 | 地域福祉活動推進事業 | |

施策の柱3 いつでも誰もが安心してくらするまちづくり

福祉の推進

高齢者や障がい者など、様々な困難を抱える人々が、社会を支える重要な一員として、地域で安心して暮らすことのできる環境づくりに努めていきます。

健康づくり

一人ひとりがお互いの身体的性差を十分理解し尊重しながら、生涯にわたって地域で健康に生活できるよう、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などライフステージに応じた健康づくりを推進していきます。

危機管理

台風や豪雨等の自然災害、首都直下型地震等の大規模な地震の発生が懸念される中で、災害に強い社会の実現のためには、女性の視点からの災害対応が行われることが重要であることから、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

犯罪等の防止

配偶者等からの暴力以外にも、暴力の問題は数多くあり、性犯罪や性暴力、職場や学校等におけるハラスメント、ストーカー行為等の問題が挙げられます。いずれも重大な人権侵害であり、防止に向けた啓発や被害者の保護等、適切な対応を図っていきます。

施策 14 生涯を通じた健康づくりの支援

| 14-1 高年者福祉の推進 | | |
|---|---------------|----------------|
| 性別にかかわらずいくつになっても、生きがいを持って生活できるよう、高年者の社会参加を支援します。また、認知症の予防や早期発見のため認知症検診を引き続き推進するほか、介護が必要になった場合でも高年者が安心してくらすよう、「草加市高年者プラン」と連動を図り、総合的な高年者福祉の取組を進めます。 | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 介護予防の推進 | 介護予防普及啓発事業 | 地域介護課 地域支援室 |
| | 高年者健康づくり推進事業 | 長寿支援課 |
| 福祉サービスの推進 | 認知症総合支援事業 | 地域介護課 |
| | 認知症検診事業 | 地域支援室 |
| 高年者活力の増進 | 高年者団体支援事業 | 長寿支援課 |
| ひとにやさしいまちづくり | 高年者敬老事業 | |
| | 社会福祉施設管理運営事業 | |
| | 高年者プラン策定事業 | 地域介護課 |
| | 地域ケア会議推進事業 | 地域介護課 地域支援室 |
| | 在宅医療・介護連携推進事業 | |
| 生活支援体制整備事業 | | |

| 14-2 地域共生社会の推進 | | |
|---|---------------|------------|
| すべての市民が、住み慣れた地域でいきいきと安心してくらすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、「草加市地域福祉計画」と連動しながら、地域力の強化や公的支援の充実を図ります。 | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 地域に関心を持ち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できる仕組みづくり | 地域福祉活動推進事業 | 福祉政策課 |
| 誰もが安心して相談できる体制づくり | | |
| 支え合い、つながり続けることを大切にする地域づくり | | |
| 多様な福祉サービス提供主体の確保 | 市民活動促進事業 | みんなでまちづくり課 |
| ノーマライゼーション*の普及強化 | 自立地域生活支援事業 | 障がい福祉課 |
| 自立と社会参加の促進 | 人にやさしいまちづくり事業 | |

| 14-3 乳幼児・妊産婦への健康支援 | | |
|---|-------------------|--------------------------|
| <p>母子の健康の保持増進を図るため、妊婦や乳幼児の健康診査を行うとともに、安心してこどもを産み、育てられるよう、マタニティクラス、乳幼児相談、離乳食講習、訪問保健指導等を実施します。</p> <p>また、こども家庭センター(にんしん出産相談室ほか)では、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない支援を行います。さらに、聴覚障がい早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚スクリーニング検査費用を助成します。</p> <p>地域医療体制において、安心して医療にかかることができるよう、体制の充実に努めます。</p> | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 母子健康手帳の交付・面談、妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査費助成 | こども家庭センター事業 | こども家庭課 |
| マタニティクラス、マタニティサロン | 母子保健事業 | 保健センター |
| 母子栄養教育 | | |
| 訪問保健指導 | こども家庭センター事業 | こども家庭課 |
| 健康診査 | 母子保健事業 | 保健センター |
| 予防接種勧奨 | 予防接種事業 | |
| 安心して出産できる地域医療体制の確立 | 救急医療体制・地域医療環境整備事業 | 市立病院 |
| 地域医療体制の充実 | | 救急医療体制整備事業(子ども急病夜間クリニック) |
| 子ども急病夜間クリニック | | |

| 14-4 心と体の健康づくり | | |
|--|---------------|---------|
| <p>性別にかかわらず誰もが、健やかで心豊かに生活できるよう、「そうか みんなで健康づくり計画」と連動を図りながら、健康づくりに関する啓発活動や学習機会の提供等により、市民一人ひとりの健康づくりを支援します。また、次代を担う青少年を対象とした薬物乱用の防止、喫煙や飲酒による健康被害についての情報提供を進めます。</p> | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 男女を問わず健康診査・がん検診、女性特有のがん検診の推進 | 健康増進事業 | 保健センター |
| 歯の健康フェアや市主催の各種イベント時における健康コーナーの設置、埼玉県コバトン健康マイレージ* 事業の実施等による健康啓発活動の展開 | 健康づくり推進事業 | 健康づくり課 |
| 保健センターなび、保健センターだよりの配布 | 健康増進事業 | 保健センター |
| 性差に配慮した医療の推進 | 健康増進事業(がん検診分) | |
| 健康づくりウォーキング大会の開催 | スポーツ健康づくり推進事業 | スポーツ振興課 |
| 青少年を対象とした薬物乱用の有害性の啓発、喫煙や飲酒についての健康被害の情報提供 | 母子保健事業 | 健康づくり課 |

施策 15 非常時に備えた男女共同参画の推進

| 14-5 スポーツ・レクリエーション活動の充実 | | |
|--|--------------------|---------|
| すべての市民の体力・健康づくりを支援するため、成長や年齢、体力に応じ、日頃からスポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりを進めます。 | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 市民の健康づくりを進める、スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実 | スポーツ振興事業 | スポーツ振興課 |
| | 学校体育施設・地域グラウンド開放事業 | |
| 健康づくりを目指すスポーツ・レクリエーション事業の充実 | スポーツ振興事業 | |
| 女性のためのスポーツ・レクリエーション指導者の育成 | スポーツ指導者養成・団体育成事業 | |
| 15-1 災害対応における男女共同参画の推進 | | |
| 災害対応時等において、男性と女性の個人の尊厳が守られるような男女共同参画の視点を取り入れるため、性差に配慮した体制の整備を図ります。 また、地域の自主防災活動の推進に当たっては、女性や市民団体等、多様な立場の方の参画を促すことで、被災者それぞれの特性に応じた災害対応力の強化に努めます。 | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 災害時等における性差に配慮した危機管理体制の整備 | 危機管理体制整備事業 | 危機管理課 |
| 地域の自主防災体制における女性や市民団体等参画の推進 | 自主防災活動等推進事業 | |
| 15-2 性に基づく暴力を許さないまちづくり | | |
| 地域全体で、性犯罪や性暴力等、性に基づく暴力を許さない、明るく住みやすいまちづくりを進めるため、「草加市安全安心まちづくり行動計画」に基づき、女性や子どもたちが被害者となるような犯罪の防止に向けて、市民との協力や関係機関との連携を推進します。 | | |
| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
| 女性や子どもに対する犯罪防止の啓発活動 | 生活安全推進事業 | くらし安全課 |
| 犯罪を起こしにくい環境づくり | | |
| 草加警察署との連携強化 | | |
| 市民、市民団体等との連携による安心安全まちづくりの推進 | | |
| 犯罪被害者等支援条例の周知・啓発活動 | 生活安全推進事業 | |

第4章 計画の推進

Ⅰ 推進体制

(1) 草加市男女共同参画プラン2026を推進していくため、次のような推進体制により取組を進めるとともに、進行管理を行っていきます。

Ⅰ 推進体制

(1) 附属機関

草加市男女共同参画審議会

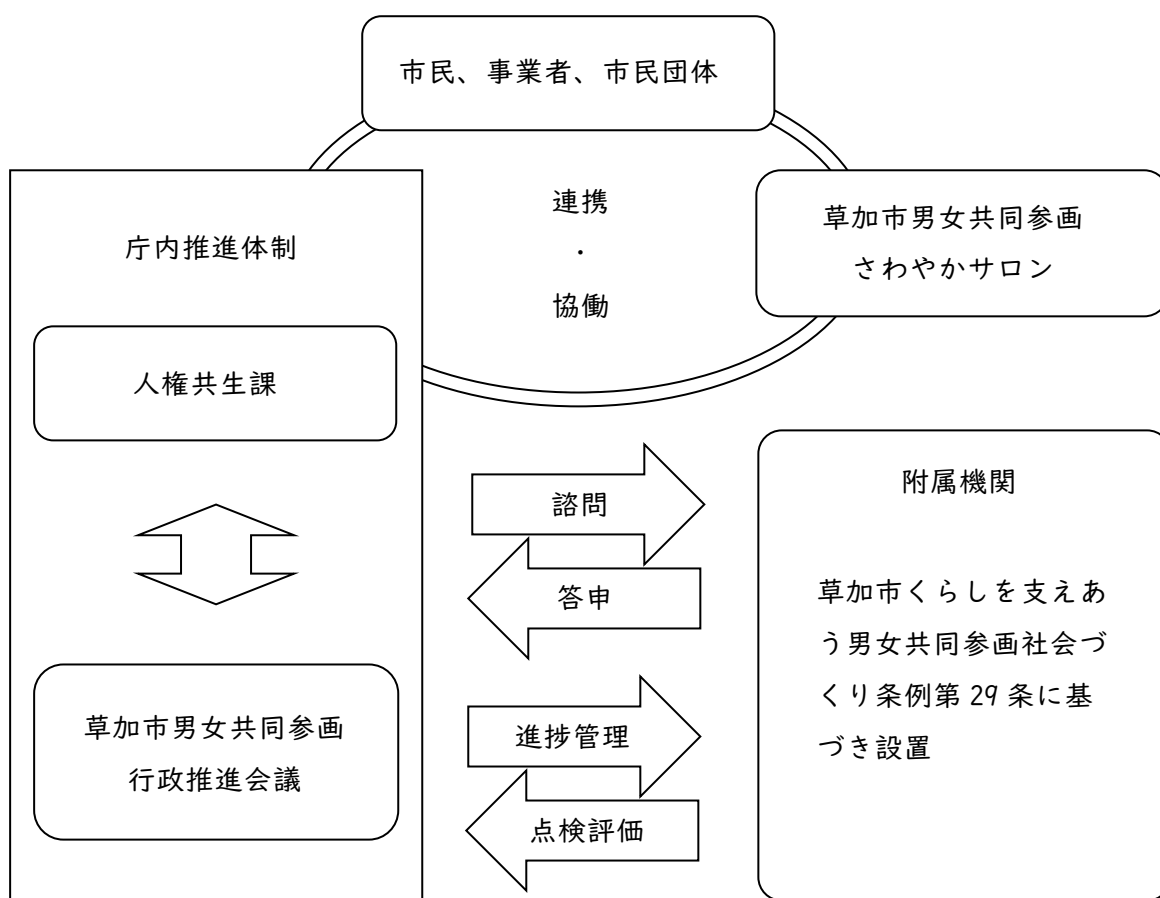
条例に基づき設置された市の附属機関です。審議会委員は市民、関係団体の代表者及び学識経験者により構成されており、市長の諮問に応じて、市の男女共同参画社会づくりについて調査・審議します。また、審議会では、草加市男女共同参画社会づくりを進める施策について意見を述べるほか、草加市男女共同参画プランの達成状況について点検・評価等を行います。

(2) 庁内の推進体制（草加市男女共同参画行政推進会議）

草加市における男女共同参画行政を総合的に推進するための庁内会議です。総合政策部副部長を会長に、各部署の課長級職員が委員となり、草加市男女共同参画プランの推進に関することや男女共同参画に係る施策の調査研究等を行います。また、必要に応じワーキング・グループを置くことができ、草加市男女共同参画プランの策定や、計画の実施状況をまとめた年次報告書の作成を行うなど、計画を具体的に推進していく役割を担っています。

(3) 市民、事業者、市民団体による男女共同参画社会づくりへの支援

本市では、市民、事業者、市民団体による男女共同参画社会づくりへの取組を支援するため、平成12年に男女共同参画活動の拠点として、草加市くらしあう男女共同参画社会づくり条例に基づき草加市男女共同参画センター（愛称：草加市男女共同参画さわやかサロン）を設置しました。草加市男女共同参画さわやかサロンでは、市民や事業者、市民団体に対し、広く男女共同参画を推進するため、男女共同参画社会づくりに関する情報収集・発信、講座の実施、市民の交流機会の提供など、幅広い事業を行っています。



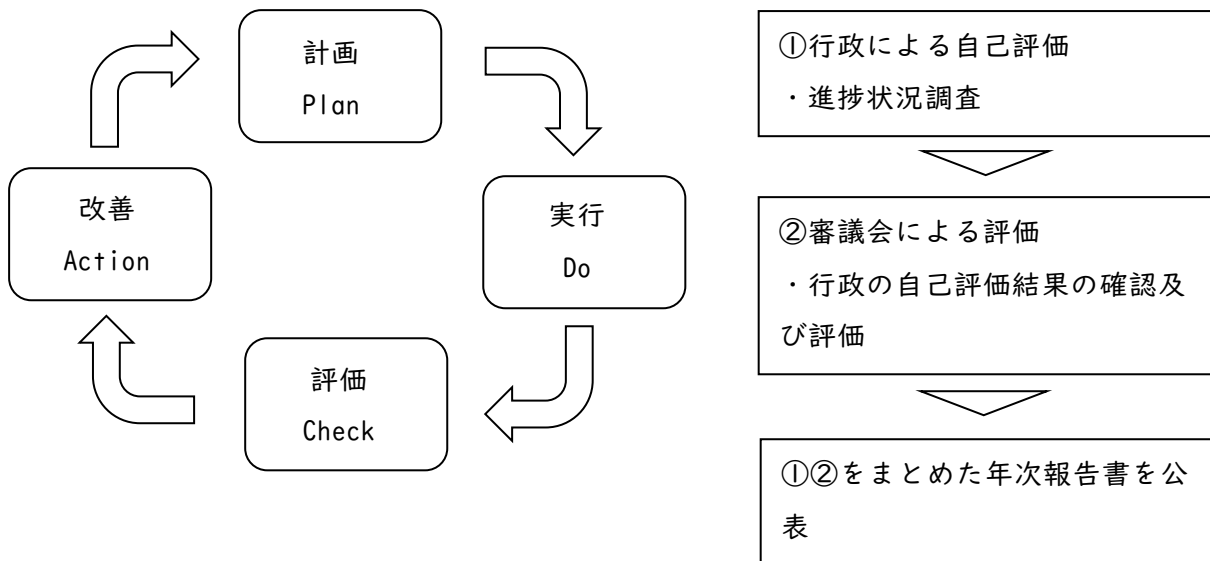
2 計画の点検・評価

(1) 事業の点検・評価

毎年、事業の所管課から、施策の取組状況について報告を受け、計画の進捗状況を把握します。その結果を審議会に報告し、所管課へのヒアリング等を通じて、点検・評価を行います。

(2) 結果の公表

事業の進捗状況についての所管課からの報告と審議会での評価結果を、年次報告書としてまとめ、市民に公表します。



3 数値目標

草加市男女共同参画プラン2026を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。目標達成に向け、啓発や各事業の取組の一層の推進を図ります。

【草加市男女共同参画プラン2026の数値目標】

| 指標 | 実績値 令和6年度 (2024年度) | 目標値 令和13年度 (2031年度) | 指標の定義・説明 |
|--|--------------------------|---------------------------|--|
| 重点事項1 | | | |
| 施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発 | | | |
| 【成果指標】 固定的性別役割分担意識にとらわれない市民の割合 | 61.0% | 70.0% | 草加市男女共同参画アンケートにおいて、「男性は仕事、女性は家庭という考え方に同感しますか」の質問に「同感しない」と回答した人の割合。 固定的性別役割分担意識の解消が男女共同参画社会を形成する上で重要であることから、この指標を選定。 |
| 【活動指標】 男女共同参画に関する講演会等の実施回数（累計） | 4回 | 18回 | 男女共同参画に係る講演会等の実施回数の累計。 より多くの方々の男女共同参画意識を高めるためには、男女共同参画について知る・学ぶ機会を提供することが重要であることから、この指標を選定。 |
| 重点事項2 | | | |
| 施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実 | | | |
| 【成果指標】 自分のよさや可能性に気づき、自分らしさを大切にすることができる児童生徒の割合（小中合計） | 71.0% | 75% | 草加市子ども教育の連携に関する児童生徒アンケートにおいて、「自分には、よいところ（長所）があると思う」、「自分のことを大切だと思う」、「自分には好きなどころがある」の質問に「当てはまる」「どちらかと言えば当て |

| | | | |
|---|--------------------------|----------------------------|--|
| | | | <p>はまる」と回答した児童生徒の割合。</p> <p>性別にかかわらず、誰もがあらゆる分野で活躍するためには、多様な生き方・働き方を主体的に選択する力の向上が必要であり、そのためには将来を見据えた自己形成の基盤である自己尊重に基づく自己肯定感を育むことが重要であると考え、この指標を選定。</p> |
| <p>【活動指標】</p> <p>人権教育に係る教職員研修の実施回数（小中別、累計）</p> | <p>小学校：7回 中学校：7回</p> | <p>小学校：42回 中学校：42回</p> | <p>人権教育に係る教職員研修の実施回数。</p> <p>児童生徒に豊かな人権感覚を身に付けるとともに、自他の大切さを認め、主体的に行動できる児童生徒を育てるため、教職員を対象とした人権教育に係る研修の実施回数を指標として選定。</p> |
| <p>重点事項3</p> <p>施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ</p> | | | |
| <p>【成果指標】</p> <p>仕事と生活のバランス ～理想と現状の一致割合～</p> | <p>39.4%</p> | <p>45%</p> | <p>草加市男女共同参画アンケートにおいて、「仕事と生活のバランスについて」の質問に「一致している」と回答した人の割合。</p> <p>ライフスタイルが大きく変化する中で、持続可能な地域社会を実現するためには、性別にかかわらず、誰もが働きやすい社会を実現することが不可欠であり、その意識が測れるアンケート結果であることから、この指標を選定。</p> |
| <p>【活動指標】</p> <p>働く機会や待遇の平等に向けたセミナー等の実施回数（累計）</p> | <p>280回</p> | <p>1,680回</p> | <p>就職面接会・就職支援セミナー等、女性創業スタートアップ事業の実施回数。</p> <p>就業や創業は生活の経済的基盤</p> |

| | | | |
|--|-------|-------|--|
| | | | であり自己実現にもつながることから、性別にかかわらず、自らの希望に応じて働くことができる環境づくりを進めていく必要があることから、この指標を選定。 |
| 重点事項4 施策7 市及び企業等における女性登用の促進 | | | |
| 【成果指標】 市役所管理職職員（課長相当職以上）に占める女性の割合 | 15.9% | 30.0% | 管理職総数（病院を含む）に占める女性管理職の割合。 女性の活躍が進むことで様々な視点が確保されることにより、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながることから、この指標を選定。 |
| 【活動指標】 人材育成システムと連動した内容の研修を実施した数（累計） | 7回 | 16回 | 人材育成システムと連動した内容の研修の実施回数。 人材育成システム（人事評価）と研修は、職員一人ひとりの成長を促す仕組みであることから、この指標を選定。 |
| 【成果指標】 審議会等委員における女性の割合 | 33.3% | 40%以上 | 審議会等における女性委員の割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であることから、この指標を選定。 |
| 【活動指標】 審議会等委員に占める女性の割合を向上させるための周知回数（累計） | 1回 | 6回 | 審議会等委員に占める女性の割合を向上させるための周知回数。 当課では、草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例及び審議会等の委員の委嘱等に関する基準に基づき、女性委員の積極的な登用の啓発と女性委員がいない、もしくは少ない審議会の所管課を対象に女性委員の増員を依頼していることからこの指標を選定。 |

| 重点事項5 施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保 | | | |
|--|-------|-------|--|
| <p>【成果指標】</p> <p>DV被害を受けたことがある人のうち、「誰（どこ）にも相談していない」と回答した人の割合</p> | 63.8% | 50%以下 | <p>草加市男女共同参画アンケートにおいて、DV被害を受けたことがある人のうち、「誰（どこ）にも相談していない」と回答した人の割合。</p> <p>配偶者等からの暴力は、外部から発見されにくく、被害が潜在化・深刻化しやすい特性があるため、被害の潜在化の防止に資するものであることから、この指標を選定。</p> |
| <p>【活動指標】</p> <p>女性に対する暴力をなくすための啓発活動実施回数（累計）</p> | 4回 | 24回 | <p>女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発活動実施回数の累計。</p> <p>女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、より多くの方々に知ってもらう必要があることから、この指標を選定。</p> |

参 考 资 料

Ⅰ 草加市男女共同参画参画アンケート調査結果

① 調査概要

【調査方法及び回収結果等】

| | 市民調査 | 小・中学生調査 | 企業・事業所調査 | 市民団体調査 |
|----------|-------------------------------------|------------------------|---|---|
| 調査対象 | 市内在住の満18歳以上(令和6年7月1日現在)の男女(外国籍市民含む) | 市内の小学5年生及び中学2年生(各1校) | 市内の企業・事業所 [各企業につき総務人事担当者1名及び従業員2名(うち1名以上は女性従業員)の計3名に回答を依頼] | 市内の市民活動団体(町会・自治会含む) |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収、WEBフォームによる回答 | WEBフォームによる回答 | 郵送配布・郵送回収、WEBフォームによる回答 | 市内の公共施設で配布・郵送回収、WEBフォームによる回答(町会・自治会は市職員が配布・郵送回収、WEBフォームによる回答) |
| 調査時期 | 令和6年9月9日(月)～令和6年9月30日(月) | | | |
| 配布数(A) | 2,000票 | 小学生 115票 中学生 130票 | 300票 | 200票 |
| 回収数(B) | 523票 | 小学生 101票 中学生 116票 | 65票 | 111票 |
| 回収率(B/A) | 26.2% | 小学生 87.8% 中学生 89.2% | 21.7% | 55.5% |

【調査票の設問項目】

| 調査区分 | 設問項目 |
|------------|---|
| I 市民調査 | ①基本属性 ②男女平等意識 ③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) ④セクシュアル・ハラスメント ⑤ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力) ⑥性的少数者(LGBTQ+) ⑦困難な問題を方への支援 ⑧学校教育 ⑨メディアにおける性・暴力表現 ⑩地域での活動 ⑪草加市の政策決定の場への女性の参画 ⑫男女共同参画推進に関する行政施策 |
| II 小・中学生調査 | ①基本属性 ②男女共同参画に関する実態や意識調査 |

| 調査区分 | 設問項目 |
|------------|--|
| Ⅲ 企業・事業所調査 | ①基本属性 ②職場における男女格差 ③職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 ④性的少数者（LGBTQ+）への対応 ⑤仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） ⑥男女共同参画推進に関する行政施策 ⑦事業所の状況 |
| Ⅳ 市民団体調査 | ①基本属性 ②団体における男女共同参画 ③男女共同参画推進に関する行政施策 |

② 調査結果（概要）

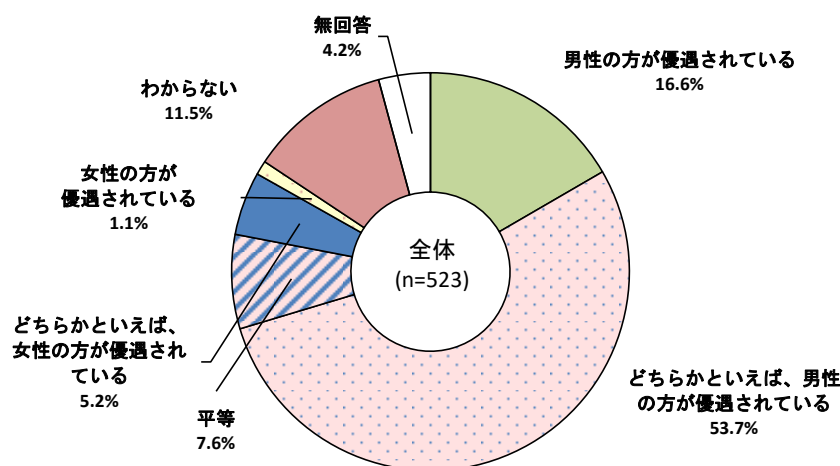
男女平等意識

■日本社会の男女平等に対する考え

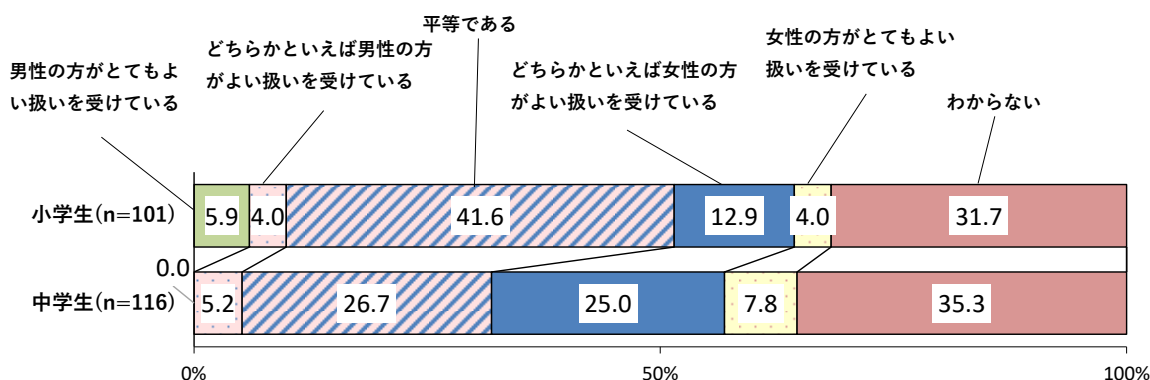
市民調査では、「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が53.7%、続いて「男性の方が優遇されている」が16.6%となっており、全体の約70%の方が男性の方が優位と考えています。

小学生は、「平等である」が41.6%と最も高く、次いで「わからない」が31.7%となり、中学生は、「わからない」が35.3%と最も高く、次いで「平等である」が26.7%となっています。小・中学生では、男性の方が優位と考えている方の割合は10%未満となっており、市民調査と比較して低い割合となっています。

市民調査



小・中学生調査

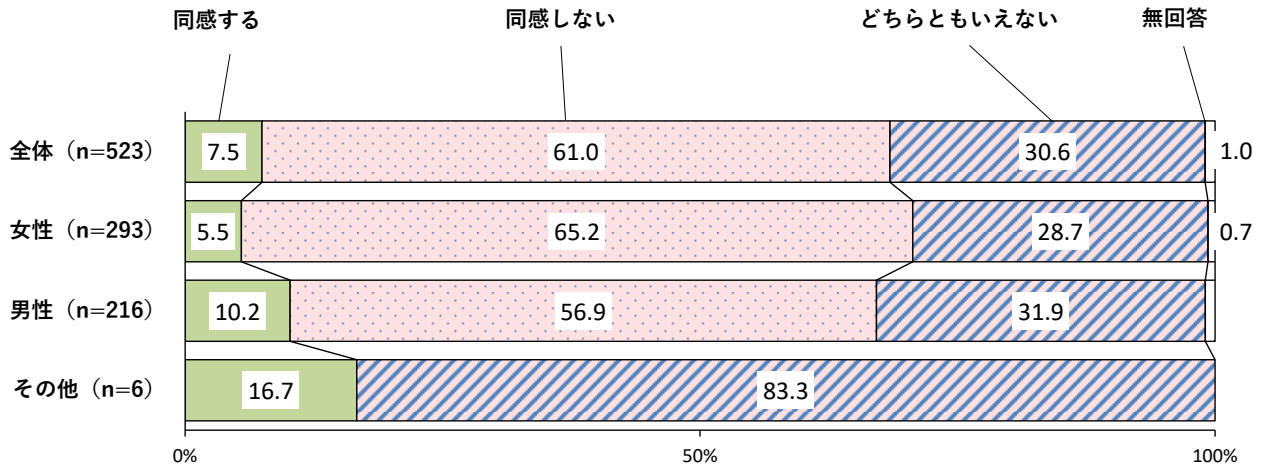


■性別による役割分担の考え方

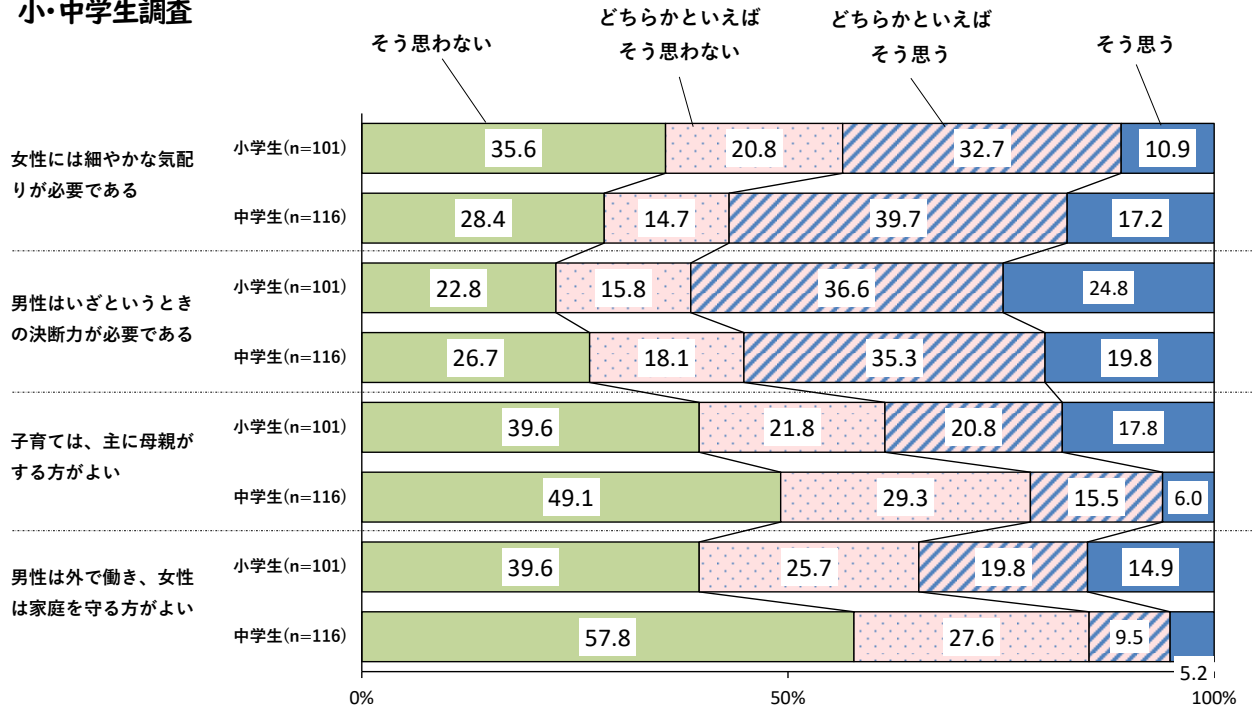
市民調査では、全体では「同感しない」が最も高く61.0%となっています。性別で見ると、女性では「同感しない」が65.2%で、男性よりも8.3ポイント上回っています。

小・中学生調査では、男女の役割に対する4つの考え方のうち、『子育ては、主に母親がする方がよい』『男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい』について、小・中学生ともに「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた「同感しない」の割合が50%を超えています。

市民調査



小・中学生調査

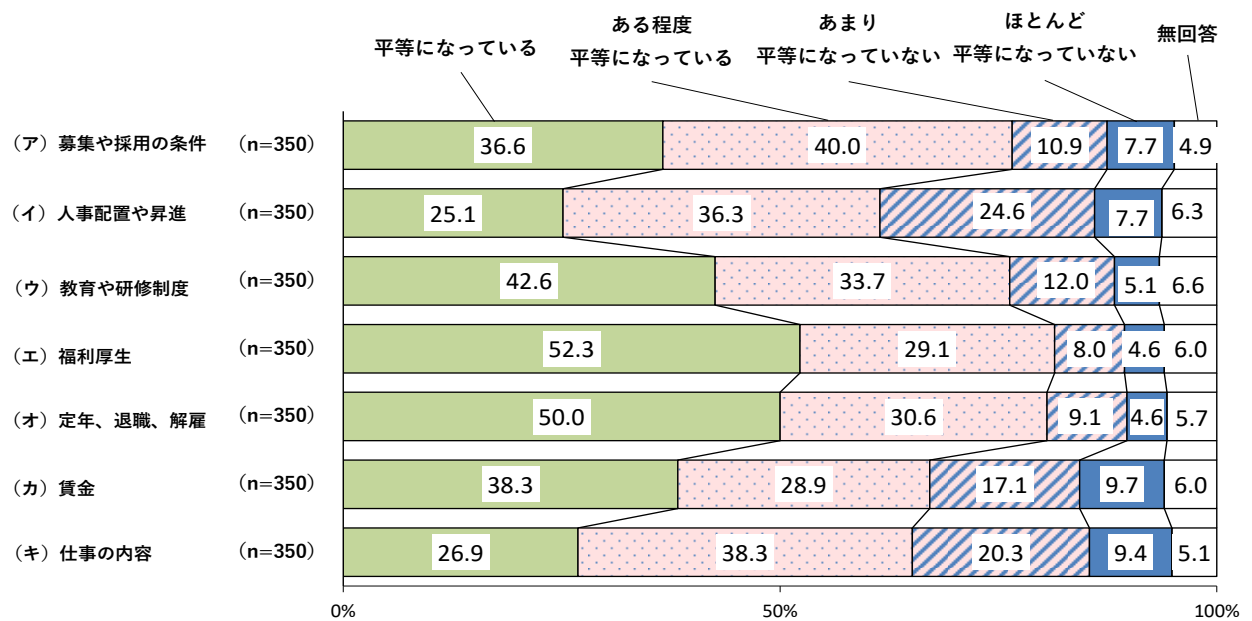


仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

■職場における男女平等の状況

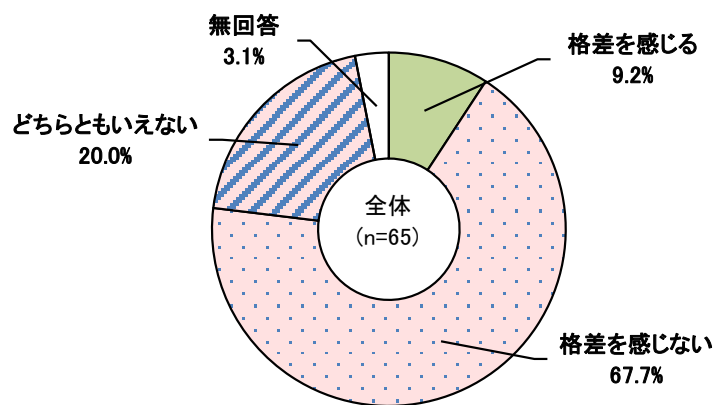
<市民調査>

職場における男女平等の状況は、『(ア)募集や採用の条件』『(ウ)教育や研修制度』『(エ)福利厚生』『(オ)定年、退職、解雇』について、概ね7割が「平等になっている」と「ある程度平等になっている」を合わせた「平等である」となっています。



<企業・事業所調査>

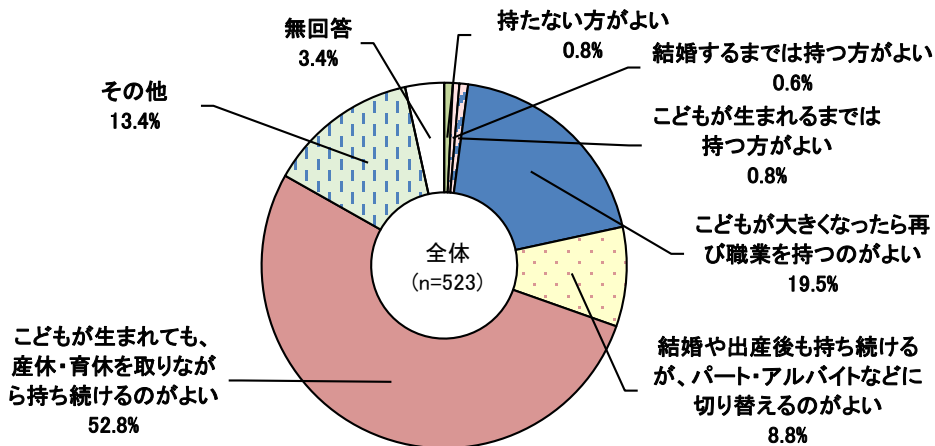
現在働いている会社(事業所)において、男女格差を感じるかを聞いたところ、「格差を感じる」は9.2%、「格差を感じない」は67.7%となっています。



■女性が職業を持つことについての意識

<市民調査>

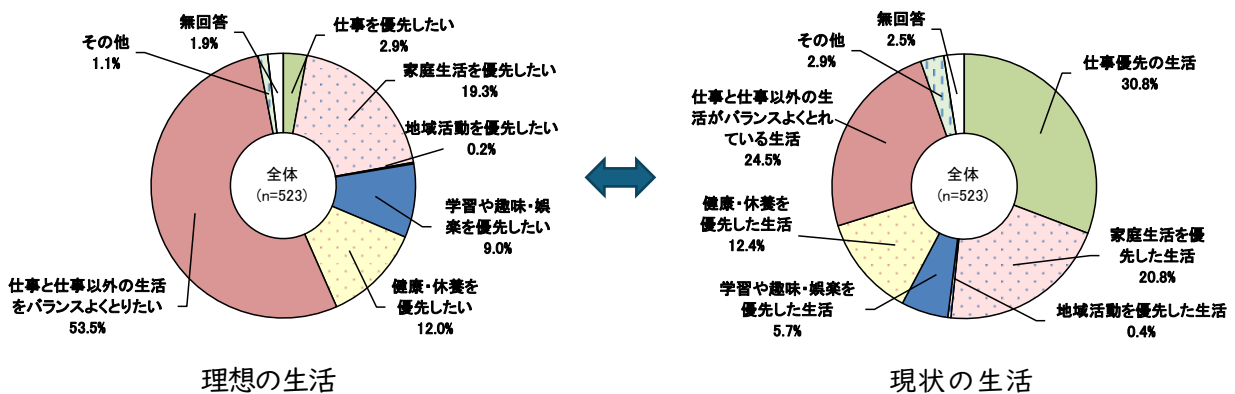
女性が職業を持つことについて、「こどもが生まれても産休・育休を取りながら持ち続けるのがよい」が52.8%と最も高く、次いで「こどもが大きくなったら再び職業を持つのがよい」が19.5%となっています。



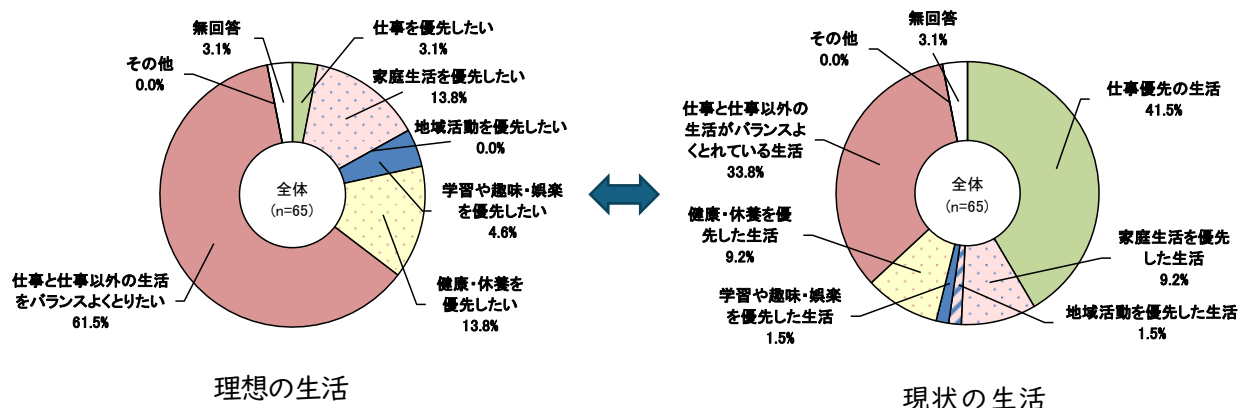
■仕事と生活のバランス

市民調査、企業・事業所調査ともに、理想では「仕事と仕事以外の生活をバランスよくとりたい」が最も高くなっていますが、現状では「仕事優先の生活」が最も高くなっています。

<市民調査>



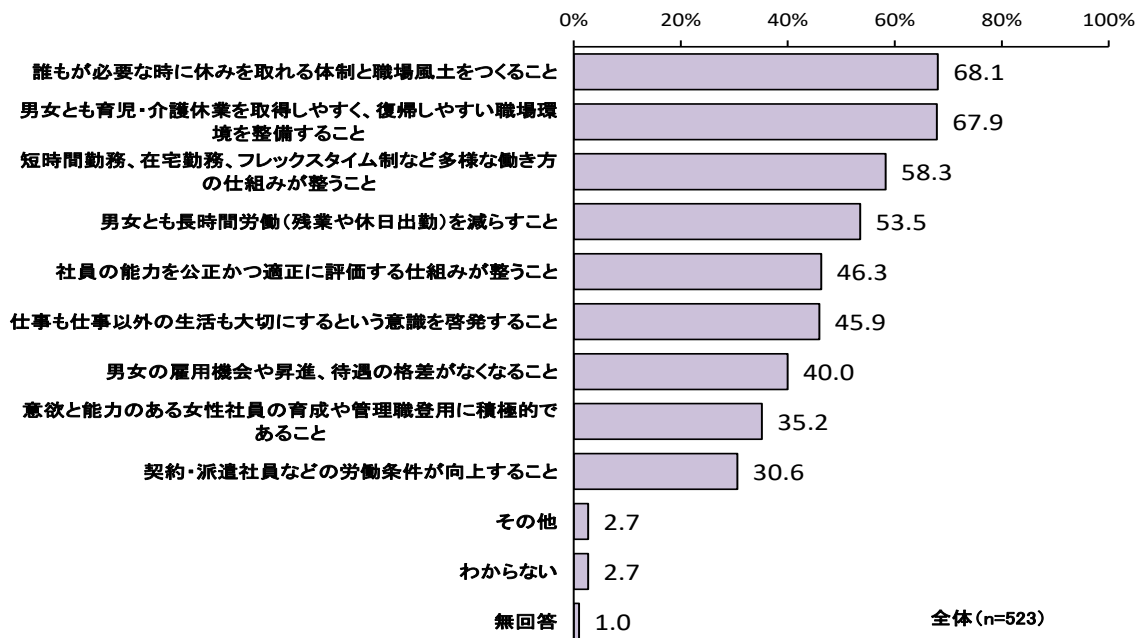
<企業・事業所調査>



■男性も女性も働きやすい職場にしていくために重要なこと

<市民調査>

男女とも働きやすい職場づくりのために重要なことは、「誰もが必要な時に休みを取れる体制と職場風土をつくること」が68.1%で最も高く、「男女とも育児・介護休業を取得しやすく、復帰しやすい職場環境を整備すること」が67.9%で続いています。

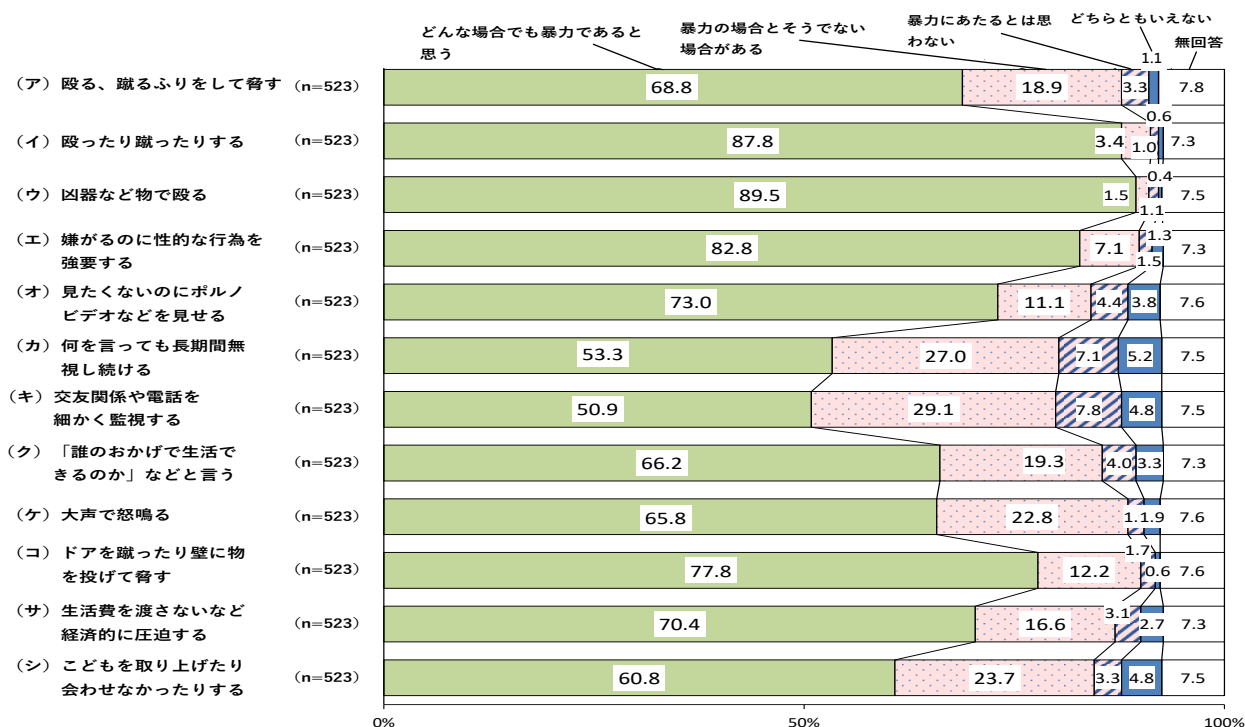


ドメスティック・バイオレンス (配偶者等からの暴力)

■暴力だと思うこと

<市民調査>

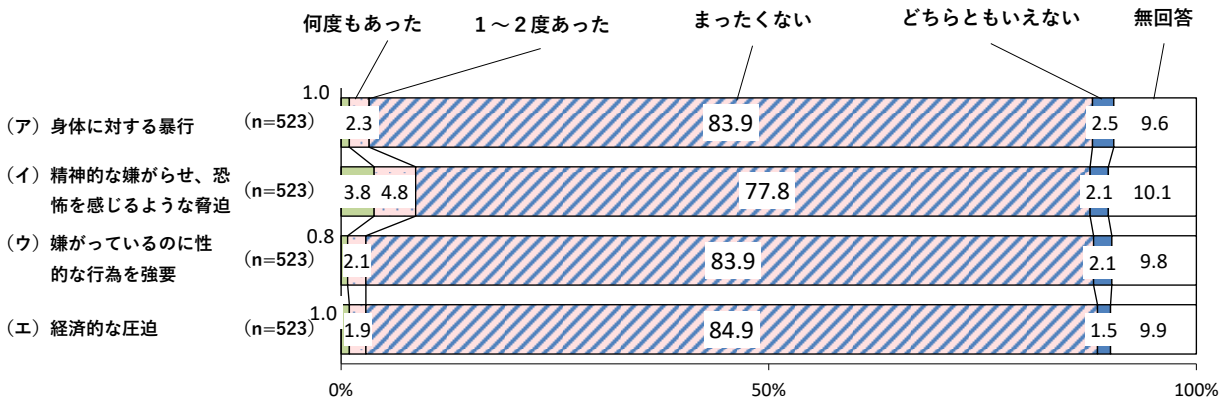
『(イ)殴ったり蹴ったりする』『(ウ)凶器など物で殴る』『(エ)嫌がるのに性的な行為を強要する』において、8割以上が「どんな場合でも暴力であると思う」となっています。



■ドメスティック・バイオレンスの被害経験

<市民調査>

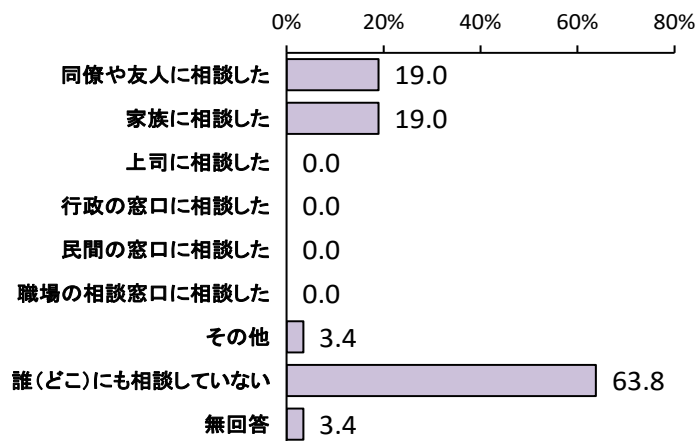
ここ1年間における配偶者や恋人などのパートナーからの暴力の被害経験をみると、すべての項目において、「まったくない」が約8割となっています。しかし、「何度もあった」と「1~2度あった」を合わせた「暴力の被害経験あり」は、『(ア)身体に対する暴行』で3.3%、『(イ)精神的な嫌がらせ、恐怖を感じるような脅迫』で8.6%、『(ウ)嫌がっているのに性的な行為を強要』で2.9%、『(エ)経済的な圧迫』で2.9%となっています。



■ドメスティック・バイオレンス相談の有無

<市民調査>

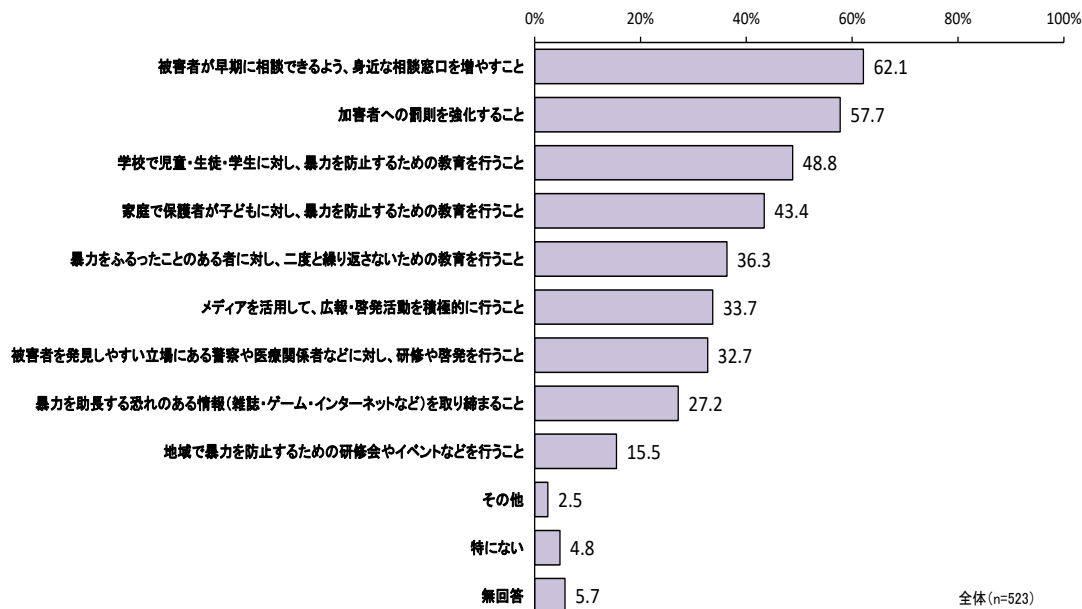
配偶者やパートナーからの暴力の被害経験があったと回答した人に対して、相談の有無をたずねたところ、「誰(どこ)にも相談していない」が63.8%となっています。相談した人については、「同僚や友人に相談した」「家族に相談した」が19.0%で最も高くなっています。



■暴力の防止や被害者の支援のために必要な対策

<市民調査>

暴力の防止や被害者の支援のために必要な対策として、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やすこと」が62.1%で最も高く、「加害者への罰則を強化すること」が57.7%で続いています。

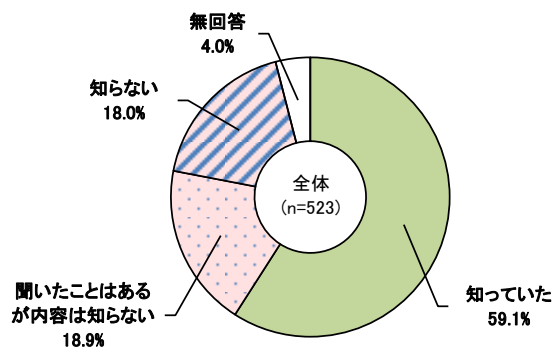


性的少数者 (LGBTQ+)

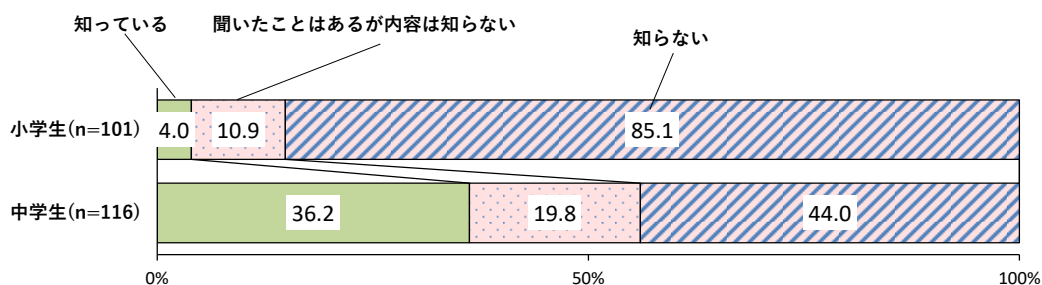
■「LGBTQ+」という言葉の認知度

市民調査では、LGBTQ+という言葉を知っていたが59.1%となっています。小・中学生では「知らない」が最も高く、小学生で85.1%、中学生で44.0%となっています。

<市民調査>



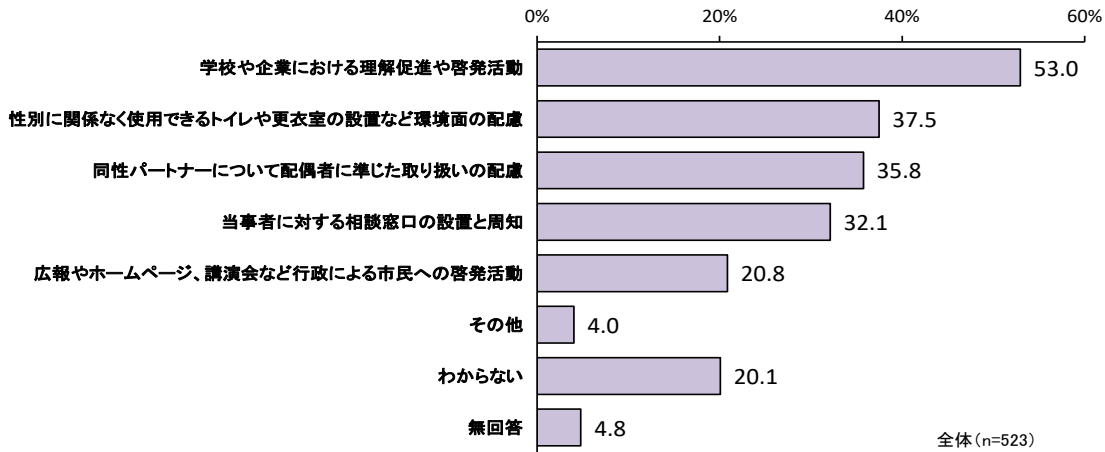
<小・中学生調査>



■ 「LGBTQ+」など性的少数者への支援として必要な取組

<市民調査>

性的少数者の方への支援として必要な取組としては、「学校や企業における理解促進や啓発活動」が53.0%と最も高く、次いで「性別に関係なく使用できるトイレや更衣室の設置など環境面の配慮」が37.5%と続いています。

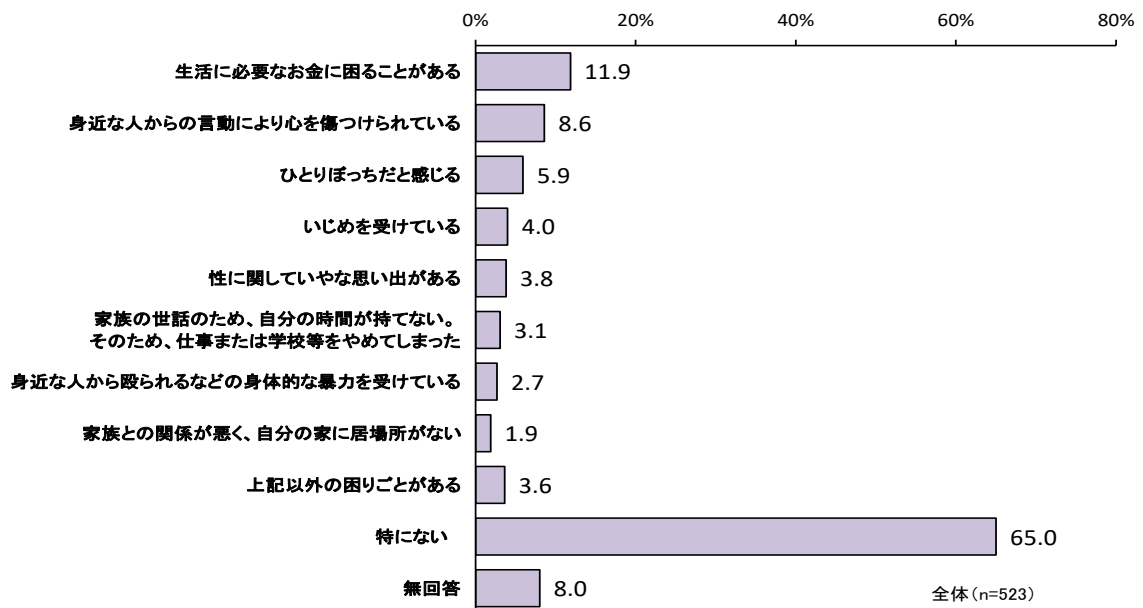


困難な問題を抱える方への支援

■ 困っていること、悩んでいること

<市民調査>

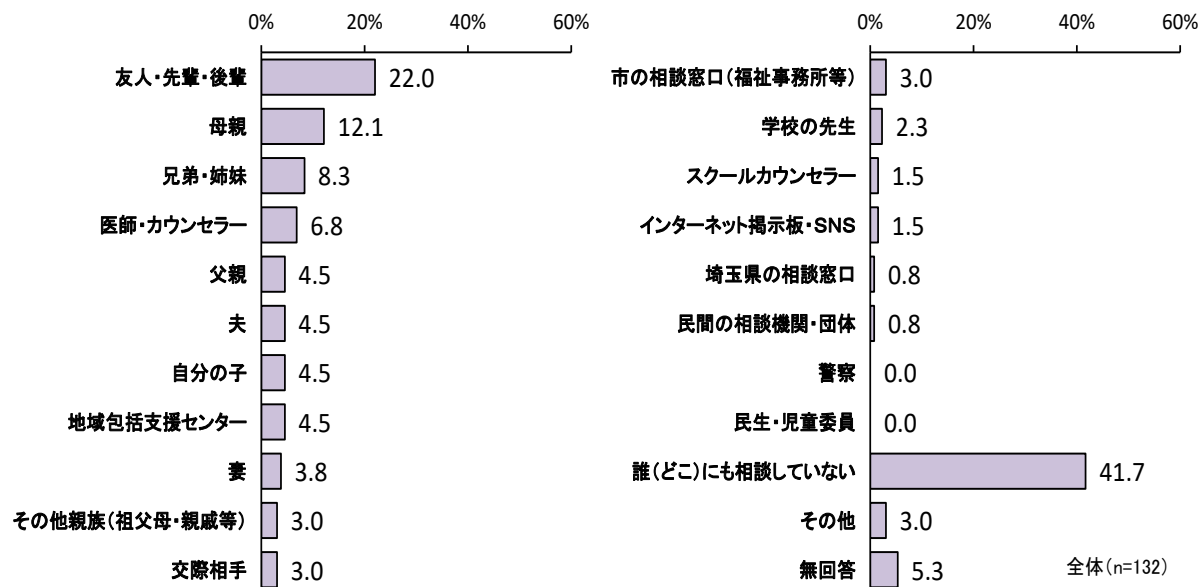
困っていることや悩んでいることについては、「生活に必要なお金に困ることがある」が11.9%で最も高く、「身近な人からの言動により心を傷つけられている」が8.6%で続いています。



■相談相手

<市民調査>

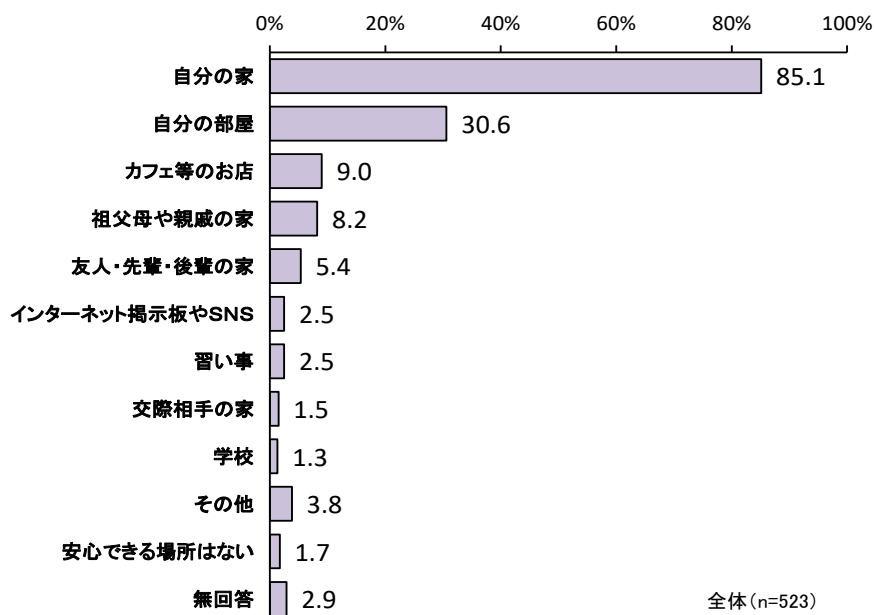
困っていること、悩んでいることがある方に対して相談相手についてみると、「友人・先輩・後輩」が22.0%で最も高く、「母親」が12.1%が続いています。



■安心できる場所

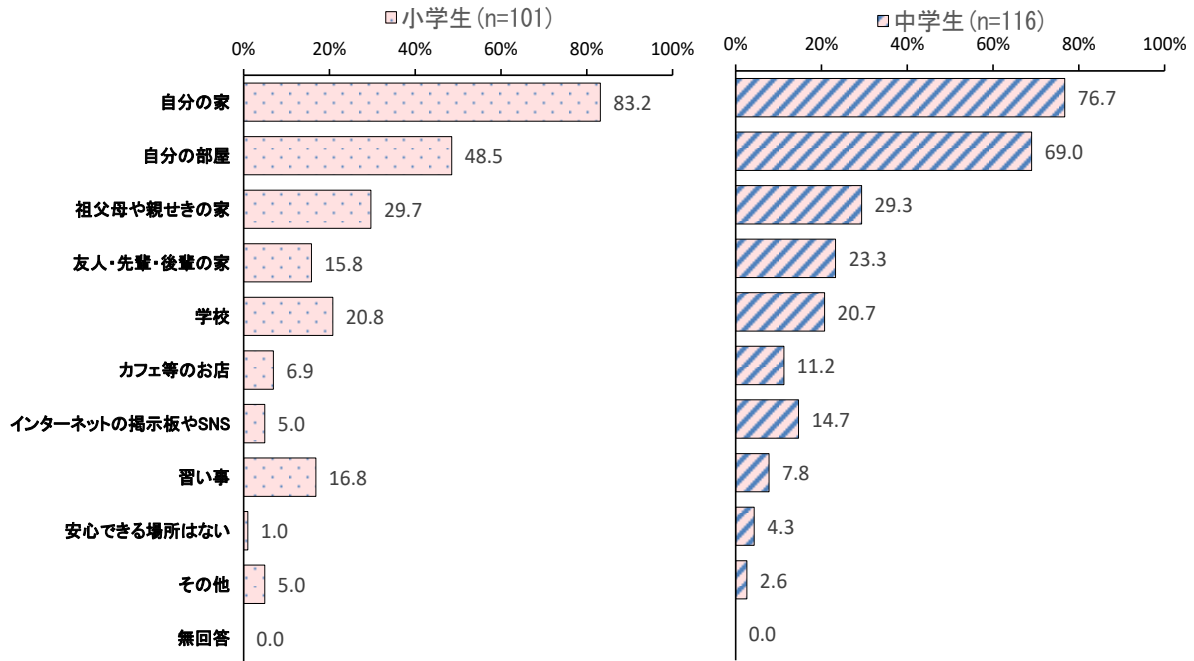
<市民調査>

安心できる場所として、全体では「自分の家」が85.1%で最も高くなっており、「自分の部屋」が30.6%と続いています。



<小・中学生調査>

小学生では「自分の家」が83.2%と最も高く、次いで「自分の部屋」が48.5%、「祖父母や親せきの家」が29.7%、「学校」が20.8%となっています。中学生では「自分の家」が76.7%と最も高く、次いで「自分の部屋」が69.0%、「祖父母や親せきの家」が29.3%、「友人・先輩・後輩の家」が23.3%となっています。

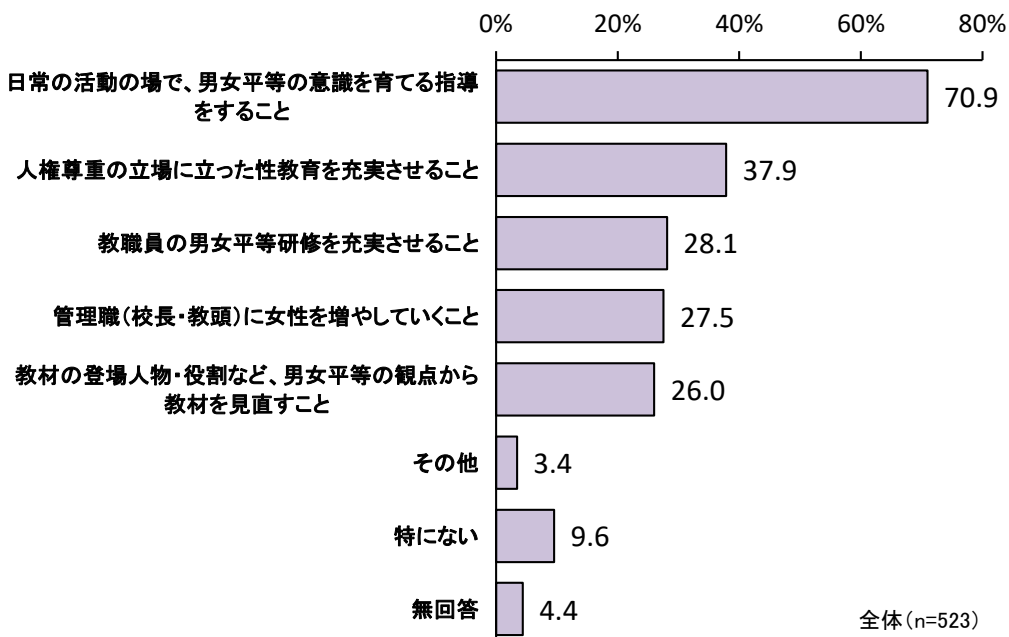


学校教育

■男女共同参画推進ために学校教育の場で力を入れる必要があること

<市民調査>

学校教育の場で力を入れる必要があることは、「日常の活動の場で、男女平等の意識を育てる指導をすること」が70.9%で最も高く、「人権尊重の立場に立った性教育を充実させること」が37.9%で続いています。

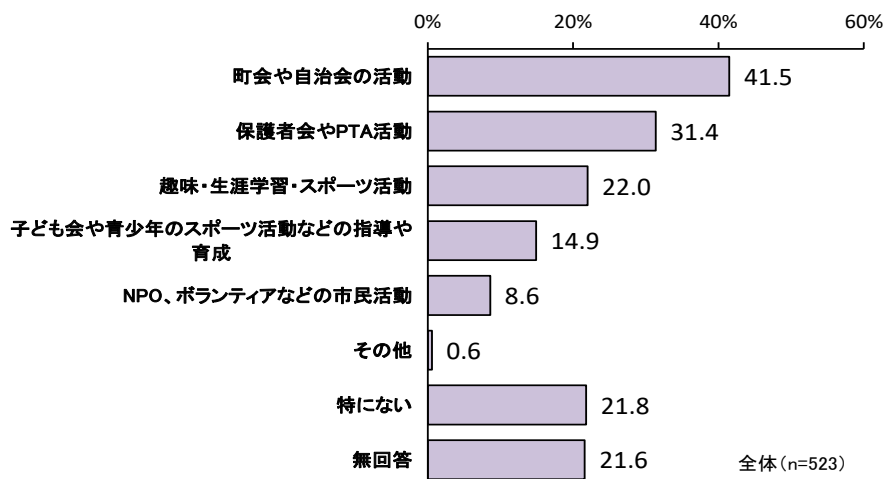


地域での活動

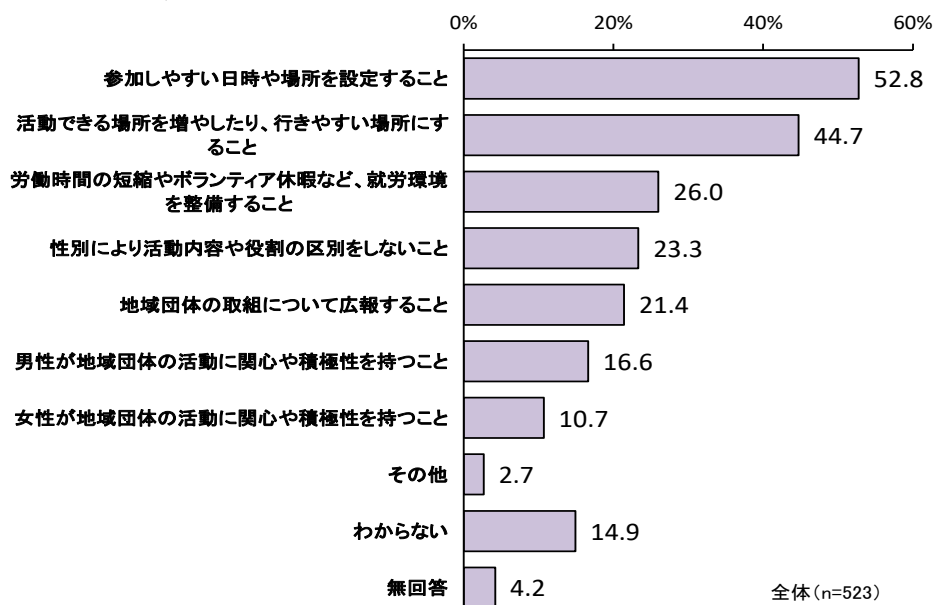
■地域での活動

<市民調査>

参加したことがある地域での活動は、「町会や自治会の活動」が41.5%で最も高く、「保護者会やPTA活動」が31.4%で続いています。

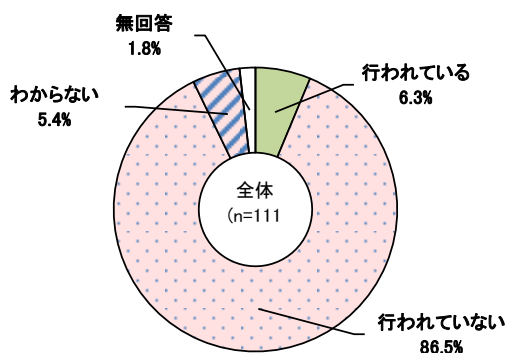


男女とも地域活動に参加しやすくするために必要なことをみると、「参加しやすい日時や場所を設定すること」が52.8%で最も高くなっています。



<市民団体調査>

市民団体における性別による役割分担の有無をみると、「行われていない」が86.5%、「行われている」が6.3%となっています。

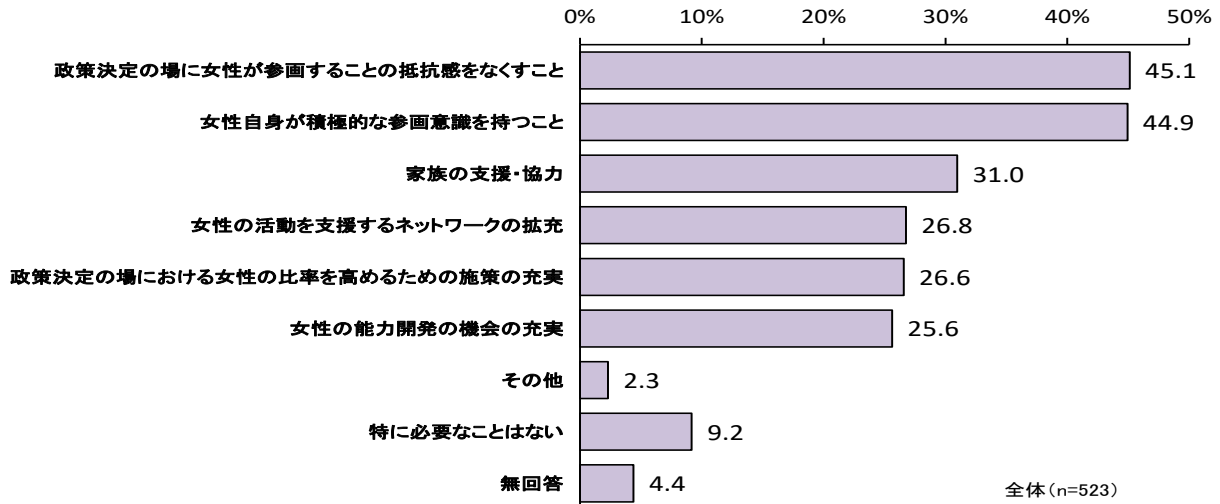


草加市の政策決定の場への参画

■市議会や審議会等への女性参画推進のために必要なこと

<市民調査>

市議会や審議会などへの女性参画推進のために必要なことは、「政策決定の場に女性が参画することの抵抗感をなくすこと」が45.1%で最も高く、「女性自身が積極的な参画意識を持つこと」が44.9%で続いています。

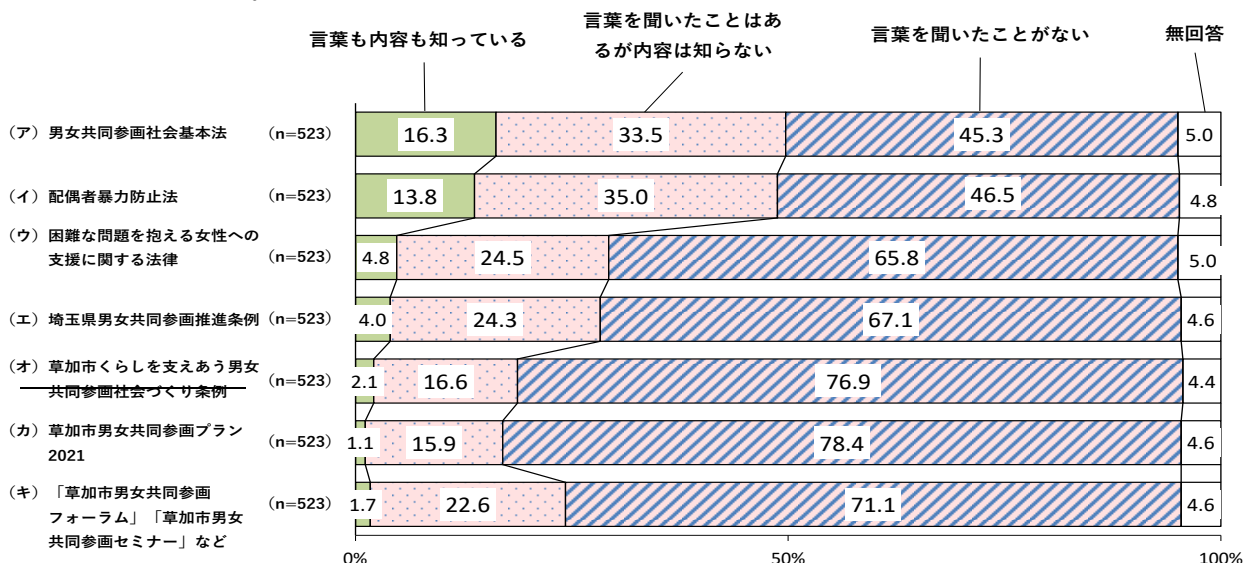


男女共同参画推進に関する行政施策

■男女共同参画推進に関する法律や計画、情報などの認知度

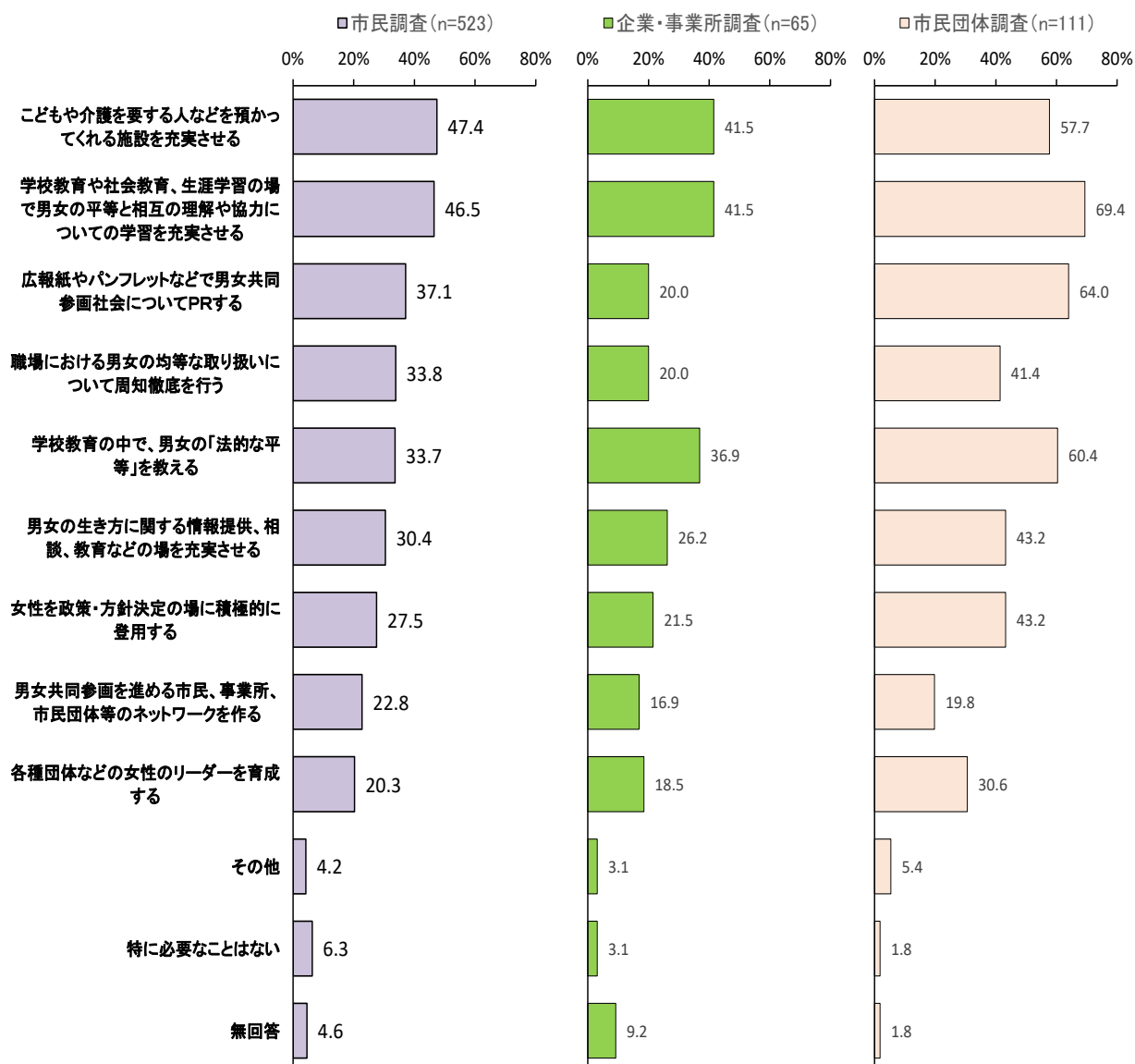
<市民調査>

男女共同参画に関する法律や計画、情報などの認知度をみると、『(ア)男女共同参画社会基本法』『(イ)配偶者暴力防止法』については「言葉も内容も知っている」が1割以上となっているものの、『(ウ)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』『(エ)埼玉県男女共同参画推進条例』『(オ)草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例』『(カ)草加市男女共同参画プラン2021』『(キ)「草加市男女共同参画フォーラム」「草加市男女共同参画セミナー」など』については「言葉を聞いたことがない」が6割以上となっています。



■男女共同参画推進のために草加市が力をいれるべきこと

男女共同参画推進のために草加市が力をいれるべきことについて、市民調査では「こどもや介護を要する人などを預かってくれる施設を充実させる」が47.4%で最も高く、企業・事業所調査では「こどもや介護を要する人などを預かってくれる施設を充実させる」「学校教育や社会教育、生涯学習の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実させる」が41.5%で最も高くなっています。市民団体調査では「学校教育や社会教育、生涯学習の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実させる」が69.4%で最も高くなっています。



2 「草加市男女共同参画プラン 2026」策定の経緯

| | | |
|-------------------|----|----------------------------|
| 令和6年度 (2024年度) | 4月 | 第1回草加市男女共同参画審議会(4/15) |
| | 6月 | 第2回草加市男女共同参画審議会(6/26) |
| | 8月 | 第3回草加市男女共同参画審議会(8/22) |
| | 9月 | 男女共同参画アンケート調査の実施(9/9~9/30) |
| | 2月 | 第4回草加市男女共同参画審議会(2/14) |
| 令和7年度 (2025年度) | 5月 | 第1回草加市男女共同参画審議会(5/1) |
| | 6月 | 第2回草加市男女共同参画審議会(6/30) |
| | 8月 | 第3回草加市男女共同参画審議会(8/27) |

3 草加市男女共同参画審議会委員名簿

(1) 任期

【第11期】 令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで(2年間)

【第12期】 令和7年(2025年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで(2年間)

(2) 構成

【第11期】

| 区分 | 氏名 | 所属団体等 |
|---------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 第1号委員 (男女共同参画 関係団体) | 安部 雄二 | 草加市国際交流協会 |
| | 岡田 卓也 | 公益社団法人 草加市シルバー 人材センター |
| | 岡本 喜久子 | 草加市女性会議 |
| | 清水 秀逸 | 草加商工会議所 |
| | 寺本 博美 | 草加市小学校長会 |
| | 南波 律子 | 草加市消防団女性部 |
| | 長谷川 清治 (令和6年5月18日まで) | 草加市町会連合会 |
| | 大熊 一夫 (令和6年6月20日から) | |
| 第2号委員 (知識経験者) | 河内 紀恵 | 越谷人権擁護委員協議会草加部会 |
| | 久保庭 慧 | 文教大学 |
| | 善生 まり子 | 埼玉県立大学 |
| | 安原 陽平 | 獨協大学 |
| 第3号委員 (市民の代表者) | 小池 奈津夫 | 公募 |
| | 和田 加代 | 公募 |

【第12期】

| 区分 | 氏名 | 所属団体等 |
|---------------------------|--------|------------------|
| 第1号委員 (男女共同参画 関係団体) | 安藤 恵子 | 草加市国際交流協会 |
| | 大熊 一夫 | 草加市町会連合会 |
| | 栗田 美和子 | サイタマ・レディーズ経営者クラブ |
| | 清水 秀逸 | 草加商工会議所 |
| | 竹村 規子 | 草加市社会福祉協議会 |
| | 柳田 加代 | 草加市小学校長会 |
| 第2号委員 (知識経験者) | 加藤 由紀子 | 草加地区更生保護女性会 |
| | 安原 陽平 | 獨協大学 |
| | 善生 まり子 | 埼玉県立大学 |
| | 久保庭 慧 | 文教大学 |
| | 河内 紀恵 | 越谷人権擁護委員協議会草加部会 |
| 第3号委員 (市民の代表者) | 古西 美佐子 | 公募 |
| | 廣瀬 方利 | 公募 |

4 関連法・条例等

草加市くらしを支えあう男女共同参画社会 づくり条例（平成16年条例第29号）

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、法の下に平等であることは、基本的な人権です。わが国においても、男女平等の実現に向けて世界各国と連携しながら様々な取り組みを進めています。

しかし、私たちの身の回りでは、「男は仕事、女は家庭」というような性別により固定された役割分担の意識やそうした意識に基づいた社会的な慣行は依然として強く残っており、個人の生き方の自由な選択を妨げる原因となっています。それに加えて、性別による差別意識を一因とするドメスティック・バイオレンスも繰り返されていますが、これは子どもの健全な成長にも影響を与えると同時に、さらに児童虐待を引き起こすともいわれられており、深刻な人権侵害として早急に根絶されなければなりません。

一方、急激な少子高齢化の進展をはじめ、様々な社会状況の変化が急速に生じてきています。こうした変化に対応するためには、家庭、学校、職場、地域など私たちのくらしの中で、すべての人が性別にかかわらず支えあい、協力していかなければなりません。

そこで草加市では、このような現状を踏まえ、豊かで活力ある社会を目指して、私たち一人一人が性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていくため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりについて、基本理念を定め、市民、事業者、市民団体と市の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりについて必要なことを定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的・計画的に進め、すべての人が性別にかかわ

りなくくらしを支えあう豊かで活力ある社会をつくることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画社会づくり すべての人が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に自らの意思によって参画する機会が確保され、それにより均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をつくることをいいます。
- (2) 市民 男女共同参画社会づくりをするという目的から、市内に住んでいる人と市内に通勤や通学する人をいいます。
- (3) 事業者 市内において営利を目的とする活動を行う個人や法人と市内の公益法人をいいます。
- (4) 市民団体 市内における町会などの地域の自治組織、市民活動団体、特定非営利活動法人をいいます。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者などのパートナーに対し、身体的、心理的、性的な暴力をふるったり、経済的にひどく不自由な状態におくことをいいます。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な発言や行動によって仕事などを行う上で一定の不利益を与えることや、性的な発言や行動によって生活環境を悪化させることをいいます。
- (7) 積極的格差是正措置 性別による格差を是正するため必要な範囲内で、格差があると認められる一方に対し、第1号に定める参画する機会を積極的に提供することをいいます。

（基本理念）

第3条 市民、事業者、市民団体、市は、男女共同参画社会づくりを次の基本理念による進めます。

- (1) 性別にかかわらず個人としての人権の尊重
 ア 個人としての尊厳を尊重します。
 イ 直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取り扱いを受けないようにします。
 ウ 個人として能力を発揮する機会を確保します。
 エ ドメスティック・バイオレンスなどの暴力をなくします。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮します。
- (3) 性別を問わず共同して参画できる機会の確保 事業者と市民団体の方針や市の施策の作成と決定などにおいて、従業員や構成員が性別を問わず共同して参画する機会を確保します。
- (4) 家庭生活と仕事や地域活動などの両立 家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活での活動と仕事や地域活動など社会における活動に、性別にかかわらず対等に参画できるようにします。
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 生涯を通じて人々がそれぞれの性を理解しあい、健康な生活を営む権利を確保します。そのため、妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、女性の身体的機能を配慮して、女性の自己決定が尊重されるようにします。
- (6) 国際的動向との協調 密接な関係がある国際的取り組みと協調して、男女共同参画社会づくりを進めます。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに主体的に取り組むとともに、市が行う男女共同参画社会づくりを進める施策に協力するよう努めます。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、事業活動において従業員が性別を問わず共同して参画することができる体制づくりに積極的に取り組むとともに、市が行う男女共同参画社会づくりを進める施策に協力するよう努めます。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、第3条の基本理念に基づき、構成員が性別を問わず共同して参画することができる環境づくりに積極的に取り組むとともに、市が行う男女共同参画社会づくりを進める施策に協力するよう努めます。

(市の責務)

- 第7条 市は、第3条の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりを進める施策を主要な施策として位置づけ、総合的に作成し、実行します。
- 2 市は、市民、事業者、市民団体とともに、男女共同参画社会づくりを進める計画をつくり、実行します。
- 3 市は、国、他の地方公共団体などと連携し、男女共同参画社会づくりを進める施策を行います。
- 4 市は、男女共同参画社会づくりについての教育・学習を充実させます。

第2章 市民、事業者、市民団体、市などの取り組み
 (社会一般に表示する情報の配慮)

第8条 いかなる人や団体も、性別による固定的な役割分担やドメスティック・バイオレンスなどを助長し、かつ、連想させる表現や行き過ぎた性的な表現を社会一般に表示しないよう

に努めなければなりません。

- 2 市は、これらの表現が表示されないように広くお知らせして理解を深めるよう努めます。

(性別などによる権利侵害の禁止と被害者の救済)

第9条 いかなる人も、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において、セクシュアル・ハラメントをしてはなりません。

- 2 ickなる人も、ドメスティック・バイオレンスやそれに関連する児童虐待(以下「ドメスティック・バイオレンスなど」といいます。)をしてはなりません。
- 3 市民は、ドメスティック・バイオレンスなどの被害を受けている人を見つけたときは、次のところに通報するよう努めます。
 - (1) ドメスティック・バイオレンス 市、配偶者暴力相談支援センターまたは警察
 - (2) 児童虐待 市、児童相談所または児童委員
- 4 事業者と市民団体は、セクシュアル・ハラスメントが起きないように従業員や構成員などの理解を深め、セクシュアル・ハラスメントによる被害者の救済について適切な体制をつくるよう努めます。
- 5 市は、セクシュアル・ハラスメントとドメスティック・バイオレンスなどを予防するため、それらについて広くお知らせして理解を深めるよう努めます。
- 6 市は、ドメスティック・バイオレンスによる被害を受けた人(以下この項と次の項において「被害者」といいます。)を救済するため、次のことを行うよう努めます。
 - (1) 被害者などの緊急的な保護
 - (2) 被害者の自立支援
 - (3) その他被害者の救済に必要なこと。
- 7 市は、国、他の地方公共団体などと連携して被害者の救済に努めます。

(性別を問わず共同して参画する機会の確保)

- 第10条 市民は、事業活動や市民団体の活動における方針の作成と決定に、性別を問わず共同して参画するよう努めます。
 - 2 事業者と市民団体は、それぞれの活動における方針の作成と決定に、従業員や構成員が性別を問わず共同して参画できる機会の確保に努めます。
 - 3 市は、施策の作成と決定に、性別を問わず共同して参画できる機会を確保します。
 - 4 市は、積極的格差是正措置などにより、審議会などの委員の性別の比率を一方が4割を下回らないように努めます。
- (家庭生活と仕事や地域生活などの両立)

- 第11条 市民は、家庭生活と仕事や地域における活動などを性別にかかわらず両立できるよう努めます。
- 2 事業者と市民団体は、従業員や構成員が家庭生活と仕事や地域における活動などが性別にかかわらず両立できるような体制づくりに努めます。
- 3 市は、家庭生活と仕事や地域における活動などが性別にかかわらず両立できるような環境づくりをします。

第3章 市の具体的な施策

(基本計画)

- 第12条 市長は、男女共同参画社会づくりを進める施策を総合的・計画的に行うため、男女共同参画社会づくりについての基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を定めなければなりません。
- 2 基本計画は、次のことについて定めます。
 - (1) 男女共同参画社会づくりを進める総合的・長期的な施策についての重要な方針
 - (2) 男女共同参画社会づくりを進める施策を総合的・計画的に行うために必要なこと。
- 3 市長は、基本計画を定めるときや変更するときは、市民、事業者や市民団体と、第29条の草加市男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはなりません。
- 4 市長は、基本計画を定めたときや変更したときは、すぐに公表しなければなりません。

(施策の作成などにおける配慮)

- 第13条 市は、施策を作成し、実行するときは、第3条の基本理念に基づき男女共同参画社会づくりへの影響を考えて行わなければなりません。

(推進体制の整備)

- 第14条 市は、男女共同参画社会づくりを進める施策を総合的に作成し、実行するために必要な体制を整えます。
- 2 市は、男女共同参画社会づくりを進める施策を実行するため、必要な財政上の措置を行います。

3 市は、男女共同参画社会づくりを進める施策を実行し、市民、事業者、市民団体による男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援するため、次の事業を総合的に行う拠点となる施設の整備に努めます。

- (1) 男女共同参画社会づくりについて広くお知らせすること。
- (2) 市民、事業者、市民団体が行う男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援し、人材を育てること。
- (3) 男女共同参画社会づくりについての相談

(教育・学習の推進)

第15条 市は、幼児教育と学校教育において、男女共同参画社会づくりについて教育を進めます。

2 市は、生涯学習の場において、男女共同参画社会づくりについて学ぶ機会をつくります。

(普及・啓発)

第16条 市は、市民、事業者、市民団体に男女共同参画社会づくりについての理解を深めてもらうため、広報などにより広くお知らせします。

(調査・研究)

第17条 市は、次のことについて調査と研究をします。

- (1) 男女共同参画社会づくりを進める施策を作成するために必要なこと。
- (2) 男女共同参画社会づくりを妨げる問題

2 市は、これらの調査と研究について、公表します。

(取り組みの支援)

第18条 市は、市民、事業者、市民団体が行う男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援します。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年度、次のことを明らかにする報告書を作成し、公表しなければなりません。

- (1) 男女共同参画社会づくりの状況
- (2) 男女共同参画社会づくりを進める施策の実行状況

第4章 男女共同参画専門委員

(専門委員の設置)

第20条 市長は、男女共同参画社会づくりについての苦情を適切かつ迅速に処理するため、草加市男女共同参画専門委員(以下「専門委員」といいます。)を設けます。

(苦情の申し出)

第21条 市民、事業者、市民団体は、次の苦情を専門委員に申し出ることができます。

- (1) 市が行う男女共同参画社会づくりについての施策や男女共同参画社会づくりに影響する施策への苦情
- (2) 性別による差別的取り扱いその他男女共同参画社会づくりを妨げる要因によって人権が侵害された場合の苦情

(専門委員)

第22条 専門委員は、人格が高潔で、男女共同参画社会づくりについて優れた知識と考えと判断力を有する人のうちから、市長が委嘱します。

2 専門委員は、3人以内とします。

(専門委員の任期)

第23条 専門委員の任期は、2年とし、再任することができます。ただし、専門委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の任期の残りとなります。

(専門委員の解職)

第24条 市長は、次の場合には、専門委員を解職するものとします。

- (1) 病気などのため専門委員の職務を続けることが難しいと認められる場合

- (2) 職務上の義務を果たさないなど、専門委員としてふさわしくない行為をしたと認められる場合

(専門委員の職務)

第25条 専門委員は、第21条の申し出を受けて、職務に必要な範囲内で次のことを行います。

- (1) 関係機関や関係者に対して、説明や資料の提出を求め、調査をすること。
 - (2) 関係機関や関係者に対する勧告、助言、是正の要望など
- 2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行います。ただし、職務の方針や計画などは、話し合いで決めます。

(専門委員の守秘義務)

第26条 専門委員は、職務上知ることができた秘密を他者に漏らしてはなりません。専門委員でなくなった後も同様です。

(調査の除外事項)

第27条 専門委員は、次の申し出については調査をしません。

- (1) 裁判所などの判決や裁決により確定したことについての申し出
 - (2) 裁判中や不服申立中のことについての申し出
 - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第12条に規定する紛争についての申し出
 - (4) 議会に請願や陳情をしていることについての申し出
 - (5) この条例に基づく専門委員の行為についての申し出
 - (6) その他その性質上専門委員が調査するべきではないと認められる申し出
- 2 これらの場合には、専門委員は、申し出をした人に対し、申し出について調査をしない理由を付けて文書によりお知らせします。

(身分証明書の提示)

第28条 専門委員は、身分証明書を携帯し、請求があったときはこれを提示しなければなりません。

第5章 男女共同参画審議会

(設置)

第29条 市長は、男女共同参画社会づくりを進めるため、草加市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

(所掌事務)

第30条 審議会は、市長の求めに応じて、男女共同参画社会づくりについて調査や審議をします。

2 審議会は、男女共同参画社会づくりを進める施策について、必要に応じ、調査して、市長に意見を述べることができます。

3 審議会は、第12条第1項の基本計画の達成状況について定期的に評価して、公表します。

(組織)

第31条 審議会は、次の人のうちから市長が委嘱する13人以内の委員で組織します。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関係する団体の代表者
- (2) 男女共同参画社会づくりについて知識や経験が豊富な人
- (3) 市民の代表者

(任期)

第32条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任することができます。ただし、審議会の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の任期の残りとします。

(会長・副会長)

第33条 審議会に会長と副会長を1人ずつ置きます。

2 会長と副会長は、委員が話し合いで決めます。

3 会長は、審議会を代表し、審議会を取りまとめます。

4 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、会長に代わってその職務を行います。

(会議)

第34条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となります。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。

3 審議会の話し合いは、出席した委員の過半数で決め、意見が同数のときは、議長が決定します。

(関係者の出席)

第35条 審議会は、調査や審議に必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明や意見を聴くことができます。

(委任)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要なことは、会長が審議会の意見を聴いて定めます。

第6章 補則

(報告の徴収)

第37条 市長は、必要があると認めるときは、事業者と市民団体に対し、男女共同参画社会づくりへの取り組み状況について報告を求めることができます。

(報告の徴収)

第37条 市長は、必要があると認めるときは、事業者と市民団体に対し、男女共同参画社会づくりへの取り組み状況について報告を求めることができます。

(見直し)

第38条 この条例は、施行の日から5年ごとに見直しを行います。

2 この条例を見直すときには、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

(委任)

第39条 その他この条例の施行について必要なことは、市長が規則で定めます。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行します。

(草加市男女共同参画審議会条例の廃止)

2 草加市男女共同参画審議会条例(平成13年条例第25号)は、廃止します。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に作成されている「草加市男女共同参画プラン2001」は、第12条第1項の基本計画とします。

4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定により廃止される草加市男女共同参画審議会条例(以下「旧条例」といいます。)の規定により委嘱された委員は、第31条の規定により委嘱された委員とみなします。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、旧条例の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とします。

草加市みんなでまちづくり自治基本条例（平成16年条例第29号）

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくりま

す。
市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。
- (2) 市民自治 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動することをいいます。
- (3) 参画 市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。
- (4) まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。
- (5) パートナーシップ 市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。

第2章 基本方針と基本原則

（基本方針）

第3条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
- (3) 市民主体のまちづくりを進めます。

（パートナーシップによるまちづくりの7つの原則）

第4条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。

- (1) 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。
- (2) 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
- (3) 協調性 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。
- (4) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。
- (5) 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
- (6) 普遍性 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。
- (7) 発展性 従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。

（条例の位置づけ）

第5条 市議会、市は、この条例を草加市における最高規範とし、他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。

第3章 市民の権利と責務

（市民の権利）

第6条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。

- 2 市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。
- 3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。
- 4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。

(市民の責務)

第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。

- 2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- 3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。

第4章 議員と市議会の責務

(議員の責務)

第8条 議員は、すべての市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策提案能力を高め、常に公益の実現に努めます。

(市議会の責務)

第9条 市議会は、市民の代表として選ばれた議員によって組織された草加市の最高意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されることを念頭において活動します。

- 2 市議会は、行政活動が民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、市の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。
- 3 市議会は、市民のパートナーとして常に変革に努め、情報の公開と市民の参画を進めます。

第5章 市長と市の責務

(市長の責務)

第10条 市長は、市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、常に市民福祉の向上に努めます。

(市の責務)

第11条 市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

- 2 市は、前項の計画の具体的な実現のために、各分野の基本的な計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。
- 3 市は、第1項と第2項の構想と計画を定めるときやまちづくりを行うときは、市民の参画を進めます。
- 4 市は、市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりのために必要な施策や事業を行います。
- 5 市は、市民の参画が、行政活動を行うに当たり市が負うべき義務と責任を軽減することにつながるとは解しません。

(平23条例20・一部改正)

第6章 市政運営

(説明責任・応答責任)

第12条 市は、施策の進捗状況や意思決定の過程について、市民にわかりやすく説明します。

- 2 市は、市民から意見、要望、苦情などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。
- 3 市議会は、市民に対し、市政に関する説明責任が十分に果たされるよう努めます。

(情報の公開と共有)

第13条 市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。

- 2 市民は、自らのまちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めます。
- 3 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めます。

(個人情報の保護)

第14条 市民、市議会、市は、個人の権利と利益が侵害されることのないように、個人情報を保護します。

(パブリックコメント)

第15条 市は、重要な条例の制定や計画の策定などをするときは、事前に案を公表し、市民の意見を聴くように努めます。

2 前項の規定により、市民の意見が提出されたときは、その意見に対する市の考え方を公表します。

(審議会委員などの公募)

第16条 市は、審議会その他の附属機関などの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。

(評価の実施)

第17条 市は、まちづくりの目標に照らし、取り組みの有効性、効率性などについて評価を実施します。

2 市は、まちづくりの評価の結果を分かりやすく市民に公表します。

第7章 まちづくりの環境整備

(人材の育成)

第18条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。

2 市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。

3 市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。

(組織づくり)

第19条 パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作ります。

(基金などの設置)

第20条 市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。

(拠点・ネットワークづくり)

第21条 市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。

(まちづくり支援団体)

第22条 市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができます。

第8章 まちづくりの参画手続

(まちづくりの相談)

第23条 市民は、他の市民と市にまちづくりに関する相談をすることができます。

(まちづくり活動の登録など)

第24条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3 第1項と第2項により、まちづくり活動の登録をした市民(以下「まちづくり登録員」といいます。)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

(まちづくり計画の提案)

第25条 まちづくり登録員は、次条のみならずまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。

(みんなでまちづくり会議)

第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

- (1) 前条のまちづくり計画の提案
- (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究

- (5) その他この条例に基づくまちづくり
- 2 市は、前項の内容を公表します。
 - 3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。
 - 4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。
 - 5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。
 - 6 市議会は、前項の意思を尊重します。

第9章 住民投票

(住民投票)

- 第27条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。
- 2 市長は、住民投票の結果を尊重します。
 - 3 住民投票を行うときは、そのつど投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例を別に定めます。

(住民投票の発議・請求)

- 第28条 草加市において選挙権を有する人は、その総数の50分の1以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。

- 2 議員は、議員定数の12分の1以上の議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出できます。
- 3 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議できます。

第10章 条例の検証

(条例の検証)

- 第29条 この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、この条例を施行後5年以内ごとに検証します。

第11章 委任

- 第30条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行します。

附 則

(平成23年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行します。

草加市人権尊重都市宣言（令和2年6月18日制定）

人は生まれながらにして自由で平等な存在として尊重され、誰もが幸せに生きるために、人類普遍の原理である基本的人権を持っています。

この基本的人権は日本国憲法で保障され、多様な人権を擁護するため「世界人権宣言」の採択をはじめとした、不断の取組が続けられてきました。

しかし、今もなお、障がい者や外国人への差別、部落差別などをはじめ、様々な人権問題が存在し、多くの人々が悩み、苦しんでいます。

私たち草加市民は、差別の実態の解消に努め、人権尊重思想の普及啓発と教育の推進を誓い、ここに草加市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

1. 私たちは、人がつくりあげた差別は、人の理性と良心によって必ずや解消できることを確信し、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざします。
1. 私たちは、多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現をめざします。

男女共同参画社会基本法 （平成11年6月23日法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画

社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ

とができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うこ

とができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男

女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的

協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則

(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多

くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援す

ることを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかつたと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところによ

り、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条

第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。

- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただ

し、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1) 申立人の住所又は居所の所在地

(2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

(2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない

場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられてい

るときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている

住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を

行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手か

らの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--|----------------------|--|
| 第2条 | 被害者 | 被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
| 第6条第1項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者 |
| 第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項 | 配偶者 | 第28条の2に規定する関係にある相手 |
| 第10条第1項 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第28条の2に規定する関係を解消した場合 |

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則【抄】

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則〔平成26年法律第28号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附則〔令和元年法律第46号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日
- (2) 第2条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日
- (3) 第2条中児童福祉法第12条の改正規定（同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。）及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における

活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、

家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関

し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施

時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活にお

ける活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法

律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構

成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者

の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を

営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関

の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における

女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ

の法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定

(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案

し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2)・(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。.)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。.)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 抄(令和元年6月5日法律第24号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日法律第28号）

（目的）

第1条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわり

なく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

（政党その他の政治団体の努力）

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

（実態の調査及び情報の収集等）

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第9条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第6条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野におけ

る男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第8条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第9条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

5 用語解説

アウトリーチ

「手を伸ばす、手を差し伸べる」という意味で、潜在的なニーズや問題等を早期に発見し、必要なサービスや支援につなげるため、支援が必要な人に対して支援者の方から積極的に訪問して支援を提供すること。

SDGs

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択され、令和12年(2030年)までに、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

M字カーブ

日本において女性の年齢階級別の労働力率をグラフ化した際に表れるアルファベットのMの形に似た曲線のこと。結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する現象を示す。近年は女性の労働力率が底上げされ、M字カーブの底が浅く、勾配も緩やかになりつつある。

LGBTQ+

性的マイノリティを表す言葉の一つで、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(セクシュアリティを決められない、分からない、決めないなどの人)、クィア(規範的はないとされる性のあり方を包括的に表す言葉)の頭文字をとった言葉のこと。

エンパワーメント

本来持っている潜在能力を引き出し、力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって生きる力を身につけ、状況を変えていこうとする考え方のこと。

キャリア

経験を通して、能力を蓄積していく過程の概念。働くことにかかわる過程や生き方そのものを指す。

固定的な性別役割分担意識

女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性・女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

埼玉県コバトン健康マイレージ

専用の歩数計やスマートフォンアプリを使ってウォーキングを続けることで、楽しみながら健康づくりを進めることができる埼玉県のサービス。歩数に応じてポイントが貯まり、ポイントに応じた賞品が抽選で当たる。

ジェンダー主流化

あらゆる施策において、固定的性別役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識する視点を取り入れることで、一つの施策が結果として男女間で格差をもたらしていないかを点検し、施策効果の向上を図るもの。

ジェンダー平等

性別に関わらず、すべての人が責任や権利、機会を平等に分かち合い、社会全体で物事を一緒に決めていくことができる状態。

重層的支援体制整備事業

相談を受け止め、社会とのつながりをつくり、受け止める社会資源をつくることを一体的に実施する事業で、草加市では令和4年度から実施している。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分発揮されるよう、女

性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とするもの。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。

スキルアップ

経験や学習を通じて自分の持つ能力・技能・資格を向上させること。

ストーカー

恋愛感情やそれが満たされなかったことに対する恨み等の感情を充足する目的で、特定の者または家族等に対して、つきまとい行為等を繰り返して行う人のこと。平成12年(2000年)に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー行為規制法)」では、つきまといや交際の強要等8つの行為を「つきまとい等」と示し、「ストーカー行為」については、同一の者に対してこれを繰り返すことと定義しており、その行為に対する警告や禁止命令等の措置や被害者の援助について定めている。

性自認

自分自身が認識する性別を表す言葉。「心の性」ともいう。

性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両性に向かう両性愛を指す。

性的少数者

多様な性のうち「出生時に判定された性(身体的性別)と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人たちのことを示す総称。セクシュアルマイノリティ、性的マイノリティともいう。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性質の言動によって、不快や不安な状態に追い込むことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさを広める、多くの人の目がふれる場所へのわいせつな写真の掲示等、様々なものが含まれる。

草加市人権尊重都市宣言

すべての人々の多様性が尊重され、差別、偏見などによる人権侵害のない社会の実現を目指すため、令和2年6月18日に草加市人権尊重都市宣言が制定された。

草加市パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行うことを約束した二人が、パートナーシップ関係であることを宣誓した宣誓書を提出し、草加市が性的指向や性自認に係る性的少数者の自由な意思を尊重し、パートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度。

多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

男女雇用機会均等法(雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として、昭和60年(1985年)に成立した。性別を理由にした差別の禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、ポジティブ・アクションの促進等が定められており、令和2年(2020年)の改正では、職場のパワー・ハラスメント防止措置が義務づけられた(中小事業主は令和4年(2022年)4月1日から義務化)ほか、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止指針についても改正がなされた。

地域包括支援センター

高齢者の地域福祉総合窓口であり、高齢者が住み慣れた地域での尊厳のある暮らしを継続できるよう、高齢者の生活を支えていく事業を実施する拠点のこと。保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員がチームを組み高齢者の支援・相談を行っている。また、介護保険制度で要支援認定をされた人のケアプランや介護予防プログラムの作成、高齢者虐待への対応、成年後見などの権利擁護に関する相談なども行っている。

デートDV

交際中のカップルの間に起こる暴力のこと。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人等の親密な関係にある相手から加えられる暴力のこと。身体的・精神的・経済的・性的暴力等のあらゆる暴力が含まれる。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活を送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそがあたり前(ノーマル)であるという考え方。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力及び被害者の保護を図ることを目的とする。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律により、都道府県に設置が義務づけられているDV被害者救済のための拠点施設(市町村は努力義務)。センターでは、①相談、②医学的・心理的な指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供・援助について業務を行う。

ハラスメント

職場や学校等の継続的な人間関係において、相手に精神的苦痛を与えたり、望まない行為の強制や嫌がらせをすること。

パワー・ハラスメント

職権等の権力を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を指し、

就業者の働く関係を悪化させたり、雇用不安を与えたりすること。

ファミリー・サポート・センター

こどもを預けたり、預かったりの住民参加によるボランティア的な相互援助活動を行う会員組織。センターでは、会員等の募集や援助活動の調整、会員の交流会、講習会の開催に関する業務を行っている。

メディア・リテラシー

テレビや新聞、インターネット等、様々な情報を主体的に読み解き、活用する能力。また、メディアを適切に選択し発信する能力。

モラル・ハラスメント

言葉や態度等によって行われる精神的な暴力、嫌がらせのこと。社会的立場等の優位がある関係性によらず、夫婦や同僚間等の身近な人から行われることが多い。

ライフスタイル

人生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活史上の各段階(幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等)のこと。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

平成6年(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、全ての人々は、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活を営み、こどもを産むかどうか、いつ何人産むかを決める自由と権利を持つという考え方。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

誰もが、仕事と家庭生活、地域活動、余暇、自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスを実現できる状態のこと。

草加市男女共同参画プラン 2026
令和8年(2026)年3月

草加市総合政策部人権共生課
〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号
電話 048-922-0825
FAX 048-927-4955
メールアドレス jinken-kyosei@city.soka.saitama.jp